

「沖縄県子ども貧困対策計画」重点施策等検証総括表

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築														
(1) 乳幼児期														
1	1	・ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。	①乳児家庭全戸訪問事業	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して、事業補助(1/3)を行う。	16,617	21,391	事業実施41市町村のうち、33市町村へ補助を行った。	事業実施41市町村のうち、31市町村へ補助を行った。	・各市町村において、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した。 ・支援の内容、①育児に関する不安や悩みの傾聴、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連携調整。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援に繋げていくと共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
2	2	・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。	①養育支援訪問事業	市町村が実施する養育支援訪問事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	11,490	13,518	事業実施25市町村のうち、19市町村へ補助を行った。	事業実施26市町村のうち、20市町村へ補助を行った。	・養育支援訪問事業の実施について、未実施市町村を訪問し事業開始に向けての支援を行った結果、実施市町村数の増につながった。また、平成30年度は、市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施した。	・養育支援訪問事業については、平成19年の法定化以来、県の実施市町村数は増加しているが、実施率は全国平均76.7%(H29.4.1現在)に比べ県内は約63.4%(H30.4.1現在)と取り組みが十分ではない状況にある。また、支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、引き続き、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	継続	・養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言・指導を行うことにより、事業実施につなげる取組みを実施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
3	3	・ 市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診状況を踏まえ、支援が必要な家庭を早期に把握し、 保育所等関係機関と連携を図る など、適切な対応が行える体制を整備します。	①乳幼児健康診査の充実に向けた働きかけ	乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健推進員への研修等を行う。	1,297	501	平成30年1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施(参加者:約400名)。 宮古、八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施。	平成31年1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施(参加者:約400名)。 宮古、八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施。	・平成30年1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施(参加者:約400名)。乳幼児健康診査の重要性について、市町村が自覚して取り組めるよう母子保健行政報告を行い、現状や課題等について共通理解を図ることができた。	・乳幼児健診の体制について、母子手帳交付時の保健指導の際に、乳幼児健診の重要性について両親への周知を継続・強化する必要がある。また、未受診者への対応について市町村と共有して、市町村間の受診率を正す必要がある。	継続	・引き続き、市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を開催し、乳幼児健康診査の充実に向けた働きかけに取り組む。また、母子手帳交付時の保健指導の際、乳幼児健診の重要性について周知を行うほか、保健所から市町村への情報提供や市町村担当者等会議等において、各市町村から収集した未受診者への取り組み等について共通理解を図る。	保健医療部	地域保健課
4	4	・ 全ての市町村が、妊娠から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設けられるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組む。	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠から子育て期にわたる仕組調査検討事業)	母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、調査検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿を骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施する。	11,902	7,396	調査検討委員会を3回、専門部会を2部会計9回開催し、センターでの具体的な取り組み事業について、市町村と医療機関との連携や妊婦の状況把握方法を検討した。また、市町村と産科医療機関向けに3回研修会を実施した。	・検討委員会を1回、行政説明会、研修会を地域毎(北、中、南、宮、八)を11回開催した。 ・人材育成部会を3回開催し、市町村、保健所、県、関係機関の関係機関に沿った人材育成のあり方を検討した。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び閉産期メンタルヘルス研修会「母子保健コーディネーター養成研修」等の講演・研修会を実施し、延べ732名が参加し、市町村のセンター設置への意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、5市町村となった。	・センターの設置に向け、市町村毎に予算や、人材育成にかかる支援を行う必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センター導入にあたり、市町村に対し利用者支援事業等活用できる在庫情報の提供やその活用方法に関する相談等の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「産前産後メンタルヘルス研修」「母子保健コーディネーター養成研修」を行うほか、各保健所において、センター導入を推進するための地域の課題に対応した研修や、連携機関も交えた事例検討会や意見交換会、管内市町村への個別支援等を実施する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、全市町村へのセンター設置への気運を高めるため、広報活動を行う。	保健医療部	地域保健課
5	5	・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。	①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村が実施する子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	3,556	5,595	事業実施9市町村に対して補助を行った。	事業実施11市町村に対して補助を行った。	・児童虐待の未然防止・早期発見に努め、児童の健全育成を図るために、市町村の要保護児童対策調整機関の職員向け研修(5日間)を実施した。また、県民に対する児童虐待通告義務等の広報啓発のため、県内各圏域で一般県民向けの講演会を開催した。	・市町村で要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化に向け、各市町村及び各協議会構成員の児童虐待に関する意識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄積を図り、市町村の運営体制を強化する必要がある。また、児童虐待は育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止の観点から、多面的な視点で広報・啓発を強化していく必要がある。	継続	・市町村専門職員向けの研修を実施し運営体制の強化を図るとともに、児童相談所による各市町村への技術的支援を実施し、児童虐待事案に関する更なる専門性の向上を図る。 ・児童虐待が発生する様々な要因をふまえて、多面的な視点による県民向けの講演会を開催し、児童虐待の未然防止に向けた広報・啓発に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
6	6	・ 児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行います。	①民生委員事業費 ②民生委員活動活性化事業	地域住民からの相談に対応し、地域住民の立場から福祉行政との橋渡しの役割を担っている民生委員・児童委員の活動の推進及び支援を行う。	105,758	104,288	子どもに関する相談支援(15,661件)、要保護児童の発見の通告・仲介(523件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	子どもに関する相談支援(14,520件)、要保護児童の発見の通告・仲介(809件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	・平成30年度においては、子どもに関する相談支援14,520件、要保護児童の発見の通告・仲介809件、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。 ・委員活動の推進については、委員に対する研修を15回開催したほか、広報活動等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活動しやすい環境を整備する取組を行った。	・都市化や核家族化の進行等による人間関係の希薄化や、地域課題の多様化・複雑化に伴う民生委員活動の困難性や負担感の高まり等により、民生委員・児童委員と活動する人材の確保が難しく、課題となっている。	継続	・民生委員・児童委員の担い手確保のために、県広報紙やチラシ等を活用したPR活動等を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員児童委員協議会を支援すること、民生委員が活動しやすい環境を整備する。	子ども生活福祉部	福祉政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)			取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)	取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
						H29年度	H30年度							
7	7	・保育所において、保育所保育指針に基づき、 子どもへの尊厳をもって養護と教育が一体となった保育を営み、子どもの健康並びに発育発達状態について理解を深めるとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進します。	①保育行政指導費	保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進する。	1,837	2,394	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	・児童福祉法等関係法令に基づき、保育所等に対する指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。(指導監査実施施設数294箇所)	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・引き続き、児童福祉法等関係法令及び保育所保育指針等に基づき、保育所等に対し指導監査を実施し、適切に保育が実施されているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。	子ども生活福祉部	子育て支援課
8	8	・幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進します。	①保育行政指導費<No.7①再掲>	幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進する。	1,837	2,394	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。(指導監査実施施設数19箇所)	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・引き続き、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、幼保連携型認定こども園等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行った。	子ども生活福祉部	子育て支援課
9	9	・幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進します。	①学校評議員との協議実施	幼稚園において、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進していく。	—	—	各公立幼稚園では、学校評議員を園長が任命し地域や保護者と学校運営についての協議を行い、連携に努めている。	各公立幼稚園では、学校評議員を園長が任命し地域や保護者と学校運営についての協議を行い、連携に努めている。	・多様な視点からの意見交換がなされ、学校運営上の参考になり、連携もできた。	・幼稚園における生活が家庭や地域社会との連続性を保ちつつ展開されるような連携体制が必要である。	継続	・今後とも、幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進していく。	教育庁	義務教育課
10	10	・ 未就学児の保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。	①子ども貧困実態調査事業	沖縄県の子どもや保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげる。	13,200	10,717	未就学児(1歳児及び5歳児)の保護者を対象に調査を実施し、4,675人から回答があった(有効回答率43.1%)。	公立学校の小学1年生の保護者と小学5年生と中学2年生の児童生徒及びその保護者を対象に調査を実施し、6,745人から回答があった(有効回答率74.5%)。	・平成31年3月に改定した子どもの貧困対策計画に調査結果を反映させ、新たな課題や重要な事項を抽出し、対応する施策を計画に盛り込んだ。 ・平成29年度に実施した未就学児調査の結果については、平成30年7月の公表後、市町村や各種団体の研修会等において情報共有を図り、同年10月から医療費の現物給付制度が全県で実施された。また、平成30年度に実施した小中学生調査についても、平成30年12月に中間報告を行い、情報共有を図った。	・効果的な支援につなげられるよう、なるべく多くの声を聞く必要があるほか、回収率の向上を図るための取り組みを行う必要がある。 ・有識者及び区内関係で構成する沖縄県子ども調査検討会を設置し、調査内容の調整段階から取りまとめにかけ情報共有を図ることで、調査を把握した課題に対応した効果的な施策の実施につなげていく必要がある。	継続	・ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児期・小中学生期・高校生期の調査を3年サイクルで定期調査を行う。 ・令和元年度においては、平成28年度に引き続き2回目となる高校生を対象とした調査を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
(2)小・中学生期														
11	1	・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援するための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の市町村への配置を促進します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営推進事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	878,636	932,123	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H29市町村への国庫補助金878,636千円	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H30市町村への国庫補助金932,123千円	・H30年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に117人が配置され、子供の居場所が26市町村に139箇所設置された。 ・H30年度においては、のべ5,783人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ298,760人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	・一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。 ・沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
12	2	・ 小規模離島町村に子供の貧困対策支援員を派遣し、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(離島等子供の貧困対策推進事業)	離島における子供の貧困対策を推進するため、支援員を定期的に巡回派遣し、地元の関係機関等と連携・協力の上、実態把握・相談及び子供の支援の拡充に係る活動を行う。	—	—	—	—	—	—	新規	離島における子供の貧困対策を推進するため、支援員を定期的に巡回派遣し、地元の関係機関等と連携・協力の上、実態把握・相談及び子供の支援の拡充に係る活動を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
13	3	・ 子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(子供の居場所等の連絡会運営支援事業)	子供の居場所ネットワークを構築し、子供の居場所等に対する中間支援を行うことで、居場所の運営者や支援者がゆるやかにつながり居場所の活動体制を強化し支えていく仕組みをつくる。	—	—	—	—	—	—	新規	子供の居場所ネットワークを構築し、子供の居場所等に対する中間支援を行うことで、居場所の運営者や支援者がゆるやかにつながり居場所の活動体制を強化し支えていく仕組みをつくる。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
14	4	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化します。	①スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	38,913	39,833	スクールソーシャルワーカー(20人)を県内6教育事務所へ配置し、問題を抱える児童生徒への支援を行った。	スクールソーシャルワーカー(20人)を県内6教育事務所へ配置し、問題を抱える児童生徒への支援を行った。	・家庭の問題により、不適応、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催、また福祉機関等へのつなぐ支援を行った。その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。 ・スクールソーシャルワーカーが支援できた児童生徒は、小学校⇒1,080人、中学校⇒886人、高等学校⇒3人、合計2069人となった。	・多くの学校に、様々な問題を抱える家庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部の学校しかスクールソーシャルワーカーは配置されておらず、未配置校への早急な人員配置(増員)が必要。	継続	・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、国の動向を踏まえ検討する。 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの増員により支援する学校数を順次拡大し支援を強化する。	教育庁	義務教育課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)	取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
						H29年度	H30年度					H29年度		
15	5	・スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉関連機関における理解を深めるとともに、学校と福祉関連機関との連携を促進します。	①スクールソーシャルワーカー配置事業 <No.14①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	38,913	39,833	県や各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内でのSC、小中アシスト支援員、市町村配置の支援員との情報共有や連携の強化のための研修、協議を行った。	県や各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内でのSC、小中アシスト支援員、市町村配置の支援員との情報共有や連携の強化のための研修、協議を行った。	・研修及び連絡協議会等の成果として、スクールソーシャルワーカーの業務の中心となる関係機関との連携を図ることができた。 ・児童家庭福祉の関係機関 2,308件 ・地域の人材や団体等 891件 ・教育支援センター・適応指導教室等学校外の教育機関 819件 ・保健、医療の関係機関 667件 ・警察等の関係機関 96件 ・司法・矯正・更生保護の関係機関 48件 など	・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増えており、スクールソーシャルワーカーが対応できるような知識・技能を身につけ、関係機関との連携をさらに密にする必要がある。 ・学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールソーシャルワーカーを活用した研修会の充実を図る。 ・学校・家庭に対する、スクールソーシャルワーカー職の啓発と周知。	継続	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関へつなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの更なる資向上と研修内容の充実を図る。	教育庁	義務教育課
16	6	・児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。	①スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応支援を図るため、児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣する。	121,653	129,613	児童生徒10,778人(相談件数23,816件)、保護者・教職員9,369人(相談件数38,676件)の相談にスクールカウンセラー等が対応した。 また、教職員への研修83回、ケース会議等への参加975回、ストレスマネジメント等の授業243回、保護者等への講話190回、授業等による観察775回実施し、心理的視点からの助言・援助を行った。	児童生徒10,916人(相談件数29,178件)、保護者・教職員等10,164人(相談件数38,676件)の相談にスクールカウンセラー等が対応した。 また、教職員への研修83回、ケース会議等への参加975回、ストレスマネジメント等の授業243回、保護者等への講話190回、授業等による観察775回実施し、心理的視点からの助言・援助を行った。	・スクールカウンセラーの相談件数、相談件数とも増加傾向にあり、児童生徒の相談件数は小中全児童生徒数の7.5%にあたることから、一定程度困り感のある児童生徒へつなぐことができているものと考えられる。 ・中学校において、全中学校への配置をすでに達成していたが、小学校においても平成30年度配置率75%にとどまっていた。スクールカウンセラーの増員により、令和元年度離島・小規模小学校においても派遣することができ、全校配置を達成できた。	・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールカウンセラーの確保に努める。 ・課題を抱える児童生徒への対応が増加したことから、スクールカウンセラーの増員や相談時間等の増加に努める。 ・学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールカウンセラーを活用した研修会の充実を図る。	継続	・スクールカウンセラーの募集にあたっては、公認心理師協会に働きかけ、公認心理師等の有資格者を確保する。 ・相談人員及び相談時間拡充に努める。 ・連絡協議会や学校訪問等において、スクールカウンセラーの学校での位置づけや働きなどを確認し、カウンセリングの他にも学校でスクールカウンセラーの専門性を生かした研修会の実施を促す。	教育庁	義務教育課
17	7	・小・中アシスト相談員等を活用して、いじめ、不登校、問題行動等に課題を抱える学校への集中支援及び巡回支援を行います。	①小・中学生いきいき支援事業	小中アシスト相談員を教育事務所に配置し、不登校や問題行動等の課題を抱える学校に派遣する。	79,116	77,699	小学校65校、中学校41校に計49名の小中アシスト相談員を配置して支援を実施した。	小学校62校、中学校41校に計48名の小中アシスト相談員を配置して支援を実施した。	・平成30年度の児童生徒への支援数は2,248名、延べ相談・支援回数は32,413回、うち好転による支援終了が1,630名となっている。	・学校のニーズに応じた支援活動を行うため、小中アシスト相談員の資質及び能力の向上を図る必要がある。 ・保護者と学校及び関係機関とのつなぎを確保し、家庭環境の改善に向けた支援体制を検討する必要がある。	継続	・定期的に小中アシスト相談員の報告会や事例検討会を行うほか、各種研修を充実させることにより、各相談員の資質及び能力のさらなる向上を図る。 ・小中アシスト相談員とスクールソーシャルワーカー等との連携強化により、家庭環境の改善に向けた保護者支援を行う。	教育庁	義務教育課
18	8	・臨床心理士、社会福祉士、作業療法士など、様々な技能を有する専門家を活用し、子どもと保護者への支援を強化します。	①地域の子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材の育成	沖縄産学官協同人材育成円卓会議の取組みを支援する。	—	—	沖縄産学官協同人材育成円卓会議ワーキンググループに3回参加した。	沖縄産学官協同人材育成円卓会議ワーキンググループに3回参加した。	・同ワーキンググループによる人材育成プログラム(試行)が実施され、178名が受講した。	・人材育成プログラムが正規の公開講座として開講されるようワーキンググループとの連携を密にする必要がある。	継続	・大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、支援人材の養成を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
19	9	・虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。<No.5再掲>	①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <No.5①再掲>	市町村が実施する子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	3,556	5,595	事業実施9市町村に対して補助を行った。	事業実施11市町村に対して補助を行った。	・児童虐待の未然防止・早期発見に努め、児童の健全育成を図るために、市町村の要保護児童対策調整機関の職員向け研修(5日間)を実施した。また、県民に対する児童虐待通告義務等の広報啓発のため、県内各圏域で一般県民向けの講演会を開催した。	・市町村要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化に向け、各市町村及び各協議会構成団体の児童虐待に関する意識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄積を図り、市町村の運営体制を強化する必要がある。また、児童虐待は育児不安や経済的困窮、地域での孤立化など、家庭が持つ様々な問題が要因となって発生することから、児童虐待の未然防止の観点から、多面的な視点で広報・啓発を強化していく必要がある。	継続	・市町村専門職員向けの研修を実施し、運営体制の強化を図るとともに、児童相談所による各市町村への技術的支援を実施し、児童虐待事案に関する更なる専門性の向上を図る。 ・児童虐待が発生する様々な要因をふまえ、多面的な視点による県民向けの講演会を開催し、児童虐待の未然防止に向けた広報・啓発に取り組み。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
20	10	・児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行います。<No.6再掲>	①民生委員事業費 <No.6①再掲> ②民生委員活動活性化事業 <No.6②再掲>	地域住民からの相談に対応し、地域住民の立場から福祉行政との連携の役割を担っている民生委員・児童委員の活動の推進及び支援を行う。	105,758	104,288	子どもに関する相談支援(15,661件)、要保護児童の発見の通告・仲介(523件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	子どもに関する相談支援(14,520件)、要保護児童の発見の通告・仲介(809件)など、児童及び妊産婦に対する支援が行われた。	・平成30年度においては、子どもに関する相談支援件数14,520件、要保護児童の発見の通告・仲介809件の児童及び妊産婦に対する援助等が行われた。 ・委員活動の推進については、委員に対する研修を15回開催したほか、広報活動等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活動しやすい環境を整備する取組を行った。	・都市化や核家族化の進行等による人間関係の希薄化や、地域課題の多様化・複雑化に伴う民生委員活動の困難性や負担の高まり等により、民生委員・児童委員とよりなる人材の確保が難しく、課題となっている。	継続	・民生委員・児童委員の抱い手確保のために、県広報紙やチラシ等を活用したPR活動等を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支える活動基盤である民生委員児童委員協議会を支援すること、民生委員が活動しやすい環境を整備する。	子ども生活福祉部	福祉政策課
21	11	・児童生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。<No.10再掲>	①子ども貧困実態調査事業 <No.10①再掲>	沖縄県の子どもや保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげる。	13,200	10,717	未就学児(1歳児及び5歳児)の保護者を対象に調査を実施し、4,675人から回答があった(有効回答率43.1%)。	公立学校の小学1年生の保護者と小学5年生と中学2年生の児童生徒及びその保護者を対象に調査を実施し、6,745人から回答があった(有効回答率74.5%)。	・平成31年3月に改定した子どもの貧困対策計画に調査結果を反映させ、新たになった課題や重要性を盛り込んだ課題に対応する施策を計画に盛り込んだ。 ・平成29年度に実施した未就学児調査の結果については、平成30年7月の公表後、市町村や各種団体の研修会等において情報共有を図り、同年10月から医療費の現物給付制度が全県で実施された。また、平成30年度に実施した小中学生調査についても、平成30年12月に中間報告を行い、情報共有を図った。	・効果的な支援につなげるよう、なるべく多くの声を聞く必要があるほか、回収率の向上を図るための取り組みを行う必要がある。 ・有識者及び庁内関係課で構成する沖縄県子ども調査検討会を設置し、調査内容の調整段階から取りまとめにかけた情報を共有することで、調査で把握した課題に対応した効果的な施策の実施につなげていく必要がある。	継続	・ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児期・小中学生期・高校生期の調査を3年サイクルで定期調査を行う。 ・令和元年度においては、平成28年度に引き続き2回目となる高校生を対象とした調査を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課

(3) 高校生期

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度							
22	1	・不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。	①教育相談・就学支援員配置事業	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る。	22,341	25,882	・県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒824人への支援を行った。	・県立高等学校17校19課程に配置することができ、生徒1,171人への支援を行った。	・就学支援員を学校に派遣し、カウンセリング等を実施したほか、中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。	・事業の拡大とともに、就学支援員(臨床心理士・社会福祉士等)の有資格者の人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援員配置事業の必要性が高まっており、継続的に事業の拡大を図り取組を充実させ、生徒の支援体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校教育課	
23	2	・児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。<No.16再掲>	①スクールカウンセラー配置事業(県立高校)	生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を学校へ配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。	25,619	29,666	スクールカウンセラー等を県立高等学校46校52課程に配置したことにより、生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図った。	スクールカウンセラー等を県立高等学校52校58課程に配置したことにより、生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図った。	・カウンセリングなどの支援を行うことで、生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図り、生徒の問題行動等の解決に資した。	・欠席状況が長期化すると登校が困難になるため、初期の段階で、生徒の状況に応じた適切な働きかけを行う必要がある。 ・いじめ、不登校、問題行動等の発生の未然防止、早期解決に向けた取り組みを行う必要がある。 ・高度な専門的知識・経験を有する人材が必要であるが、確保に苦労している。	継続	・県立学校教育課の嘱託職員のスクールカウンセラーを配置し、カウンセラー未配置校への支援を行うなど、引き続き学校の教育相談体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校教育課	
24	3	・生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。<No.10再掲>	①子ども貧困実態調査事業<No.10①再掲>	沖縄県の子どもや保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげる。	13,200	10,717	未就学児(1歳児及び5歳児)の保護者を対象に調査を実施し、4,675人から回答があった(有効回答率43.1%)。	公立学校の小学1年生の保護者と小学5年生と中学2年生の児童生徒及びその保護者を対象に調査を実施し、6,745人から回答があった(有効回答率74.5%)。	・平成31年3月に改定した子どもの貧困対策計画に調査結果を反映させ、新たに新たな課題や重要性を増した課題に対応する施策を計画に盛り込んだ。 ・平成29年度に実施した未就学児調査の結果については、平成30年7月の公表後、市町村や各種団体の研修会等において情報共有を図り、同年10月から医療費の現物給付制度が全県で実施された。また、平成30年度に実施した小中学生調査についても、平成30年12月に中間報告を行い、情報共有を図った。	・効果的な支援につなげられるよう、なるべく多くの声を聞く必要があるほか、回収率の向上を図るための取り組みを行う必要がある。 ・有識者及び行内関係者で構成する沖縄県子ども調査検討会を設置し、調査内容の調整段階から取りまとめにかけた課題を共有することで、調査で把握した課題に対応した効果的な施策の実施につなげていく必要がある。	継続	・ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児期・小中学生期・高校生期の調査を3年サイクルで定期調査を行う。 ・令和元年度においては、平成28年度に引き続き2回目となる高校生を対象とした調査を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	
(4) 支援を必要とする若者															
25	1	・中学校卒業後に進学も就職もしていない少年(以下「中卒無職少年」といいます。)及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsora等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	①ハローワーク等との情報共有	中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsora等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	—	—	学校の進路指導部や生徒指導部等に対し外部機関の活用を推進し、サポートステーション等との連携を図った。	学校の進路指導部や生徒指導部等に対し外部機関の活用を推進し、サポートステーション等との連携を図った。	・県立高校2校において、サポートステーション等との情報交換や生徒支援における連携を図ることができた。また、多数の学校において、外部機関による相談等を行うことができた。	・一旦学校を退学した生徒の連絡先を提供することは、個人情報の問題を抱えており、外部機関への情報提供が困難である。 ・中退者との連絡をとることが、困難である。	継続	・各学校へ外部機関との連携協力を周知するとともに、引き続き関係機関との情報共有等の連携を図る。	教育庁	県立学校教育課	
			②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知	県教育庁義務教育課から市町村教育委員会及び中学校等への文書による周知と県内の地域若者サポートステーション(3か所)の活動内容の周知を行う。	95	52	キャリア教育・進路指導等に関する講座でサポートステーション等について紹介(地区6開催)	キャリア教育・進路指導等に関する講座でサポートステーション等について紹介(地区6開催)	・キャリア教育・進路指導等に関する講座でサポートステーション等について紹介(地区6開催)。 ・中学校卒業後にニートとなった若者と地域支援機関等(地域若者サポートステーション等)との関わりや「働き」から見える課題として ①一般社会との繋がりを拒み不登校から引きこもりになった本人と家族への対応 ②中学校卒業後、進学せず無就労で不良行為を繰り返す少年への対応 ③外部との接触を断っている精神疾患を抱えた保護者とその子への支援	継続	・中学校卒業後にニートとなった若者と地域支援機関との関わりとして、最も重要なことは「自立」を促すことである。自立を促すために必要なこととして特になら職業について「必要な力」(あいさつ、時間、片付け)のような基礎的なものから目標を設定して、自己決定したり計画を立てるなど、汎用的な能力を義務教育の段階で培う必要がある。キャリア教育として今後、「自立」に向けた方向性や取組を検討する必要がある。	教育庁	義務教育課		
(5) 人材の確保と資質の向上															
26	1	・子供の貧困対策支援員や子どもの居場所に対する助言等を行う支援コーディネーターを配置します。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所の活動支援事業)	市町村が配置する子供の貧困対策支援員や居場所運営者に対し、支援コーディネーターを配置し助言や調整等を行い支援体制を整備を行う。	27,579	25,507	県内を4圏域に分けて事業を実施し、支援コーディネーターが支援員や居場所への訪問し、助言や調整等を行った。	県内を4圏域に分けて事業を実施し、支援コーディネーターが支援員や居場所への訪問し、助言や調整等を行った。	・支援員や居場所運営者が抱えるケースの個別相談や助言を行う事で、子供たちを適切な支援へと繋げることができた。 ・圏域別での検討会議等の開催により、情報や支援のノウハウを共有することができた。	・4圏域に分かれて事業を実施していたため、地域によって支援コーディネーターの活動内容にばらつきがあり、支援に差が生じている。	継続	・平成31年度からは全圏域一本化し、県内全域で情報や支援のノウハウを共有できるようにする。そうすることで、支援の差を解消し、地域の実情に応じたより充実した支援を行うことができるように努める。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課	
27	2	・スクールソーシャルワーカーについて、継続的な就労と効果的な活用を図る観点から、待遇改善や業務への支援体制の整備に努めます。	①スクールソーシャルワーカー配置事業<No.14①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	38,913	39,833	処遇改善について国の動向を踏まえた検討、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上に向けた研修等による支援体制の充実	処遇改善について国の動向を踏まえた検討、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上に向けた研修等による支援体制の充実	・各教育事務所における研修会及び県連絡協議会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図った。 ・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカーの増員を図り、その資質向上に努める。 ・学校におけるスクールソーシャルワーカー職の周知と正しい活用。	継続	・国の動向を注視、また研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上。	教育庁	義務教育課		
28	3	・養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点から、乳児全戸家庭訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。	①市町村児童相談体制強化事業実施に向けた調査等	市町村等で子ども家庭支援に関わる職員を対象とした研修を実施する。	1,739	1,848	基礎的研修(2日間)及び応用的研修(2日間)の2コースを各1回実施。約150名が受講した。	基礎的研修(2日間)・応用的研修(2日間)及び特別研修を各1回実施。約220名が受講した。	・研修は、対象者の能力と必要性に応じ、基礎的研修(2日間)及び応用的研修(2日間)の2コースを各1回実施するともに、県外から講師を招き特別研修を実施した。講義や演習により受講者の資質向上につなげた。また、研修プログラムに情報交換の時間を設け、各市町村間のネットワーク形成を図ることにつなげた。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に把握し、必要な支援に繋げていくとともに、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図るため、各訪問員の能力と必要性にあわせて複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)			取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課		
			名称	内容	決算(見込)額(千円) H29年度 H30年度	取組・事業結果 H29年度 H30年度	成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)					
29	4	資質の向上	子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」に対する必要な研修を行います。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所の活動支援事業) <No.26①再掲>	市町村が配置する子供の貧困対策支援員等に対する研修を行う。	2,295	3,418	市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修を4回実施した。	市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修1回、初任者向け2回、経験者向け2回実施した。	・市町村が配置した子どもの貧困対策支援員の資質向上を図るため、研修を以下の通り実施した。 ①平成28年度 2回実施(472人参加) ②平成29年度 4回実施(465人参加) ③平成30年度 5回実施(351人参加)	・子供の貧困対策支援員の業務が様々なケースと関連するため、資質向上に向けた体系的な研修プログラムの検討が必要である。	継続	子供の貧困対策支援員の活動を体系的にまとめた、「子供の貧困対策支援員の体制づくりと活動の手引き」を作成した。今後はこの手引きを活用することで、子供の貧困対策支援員の資質の向上に努める。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
30	5		・スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修の充実を図ります。	①スクールソーシャルワーカー配置事業 <No.14①再掲>	スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。	38,913	39,833	県や各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内でのSC、小中アサスト支援員、市町村配置の支援員との情報共有や連携の強化のための研修、協議を行った。	県や各教育事務所における研修等において、関係機関との連携や校内でのSC、小中アサスト支援員、市町村配置の支援員との情報共有や連携の強化のための研修、協議を行った。	・研修及び連絡協議会等の成果として、スクールソーシャルワーカーの業務の中心となる関係機関との連携を図ることができた。 ・児童家庭福祉の関係機関 2,308件 ・地域の人材や団体等 891件 ・教育支援センター・遠征指導教室等学校外の教育機関 819件 ・保健、医療の関係機関 667件 ・警察等の関係機関 96件 ・司法・矯正・更生保護の関係機関 48件 など	・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増え、スクールソーシャルワーカーが対応できるよう知識、技能を身につけ、関係機関との連携をさらに密にする必要がある。 ・スーパーバイザーの配置。	継続	・研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上 ・スーパーバイザーの配置に向け取り組む。	教育庁	義務教育課
31	6		・困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、子どもの貧困対策に関わる人材の養成を図ります。	①地域の子どもの支援 するインクルーシブ教育推進人材の育成	沖縄産学官協働人材育成円卓会議の取り組みを支援する。	—	—	沖縄産学官協働人材育成円卓会議ワーキンググループに3回参加した。	沖縄産学官協働人材育成円卓会議ワーキンググループに3回参加した。	・同ワーキンググループによる人材育成プログラム(試行)が実施され、178名が受講した。	・人材育成プログラムが正規の公開講座として開講されるよう同ワーキンググループとの連携を密にする必要がある。	継続	・大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、支援人材の養成を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
2 ライフステージに応じた子どもへの支援															
(1)乳幼児期															
32	1	教育の支援	全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、低所得世帯の負担軽減の観点から、幼稚園就園奨励費補助制度において公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差軽減を図る市町村の取組を促進します。	①幼稚園就園奨励費補助事業	保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、入園料、保育料を軽減する就園奨励費補助事業を実施している市町村に対して、国が1/3以内の補助を行う。	—	—	入園料、保育料を軽減する就園奨励費補助事業を実施している20市町村に支援を実施した。	入園料、保育料を軽減する就園奨励費補助事業を実施している20市町村に支援を実施した。	・平成29年度は、私立幼稚園に通学する幼児2,116名の保護者等の経済的負担を軽減。平成30年度は、私立幼稚園に通学する幼児1,669名の保護者等の経済的負担を軽減。	・幼児教育の無償化に向けた国の動向を踏まえ、実施主体である市町村において、十分な財源措置が求められる。 ・市町村間で、対象とする園児や多子世帯・ひとり親世帯への対応状況、支給額の水準等に差が生じている。	縮小	・補助単価や対象範囲、多子世帯・ひとり親世帯等の優遇措置状況について国の補助基準を下回っている場合は、その引上げに努めるよう、市町村に促していく。 ・幼児教育の無償化という制度転換期における混乱を避け、私立幼稚園就園奨励費事業を円滑に実施し、幼児教育の振興と機会均等を図るため、国の動向等を他部局と連携しながら把握し、必要な情報提供を市町村に対し行っていく。	教育庁	教育支援課
33	2		・質の高い幼児教育を保障するため、公立幼稚園における3年保育を促進するとともに、 保幼こ小連携の促進 や教職員の資質能力の向上のための研修の充実を図ります。	①沖縄型幼児教育推進事業	小学校区における公立幼稚園を結節点とした保幼小連携の体制構築(保幼小連携協議会・保幼小連絡協議会、コーディネーター配置等)	2,641	2,776	保幼小合同研修会(沖縄型幼児教育推進事業連絡協議会3回、保育技能協議会1回、沖縄県幼稚園教諭等研修会1回)を計5回実施した。	保幼小合同研修会(沖縄型幼児教育推進事業連絡協議会3回、保育技能協議会1回、沖縄県幼稚園教諭等研修会1回)を計5回実施した。	・平成30年度は3年目となる本事業にうま市、糸満市、豊見城市が参加した。研修会などで本事業の推進と周知を図り、保幼こ小の連携体制を構築することができた。幼稚園教育課程地区研究協議会等において、専門的な講義や研究協議等を実施し、教員の資質向上や幼稚園教育の質の向上を図ることができた。	・沖縄型幼児教育を推進するコーディネーターについては市町村において人材確保及び財源確保等の課題があり、5市町村を予定していたが、3市(豊見城市・糸満市・うるま市)しか配置できなかった。	継続	・子育て支援課と連携を図り、保幼小連携を意識した体制作りを検討する。 ・研修会等として保幼小連絡協議会や合同研修会の開催、幼児・児童の交流会の実施等の開催を促すとともに、保幼小連携に関する実態調査を行い実態を把握する。 ・研修会等として幼児教育の質の向上と「沖縄型幼児教育」を推進する。 ・事業の実施条件等について市町村の実態に応じた新たな保幼こ小連携に関する方策を検討する。	教育庁	義務教育課
34	3		・「黄金(くが)っ子応援プラン(県)に基づき、市町村と連携して保育所等の整備を促進するとともに保育士の確保を図り、 平成31年度 までの待機児童の解消を目指します。	①待機児童対策関連事業	待機児童の解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保に取り組む。	8,463,294	6,801,334	保育所等が119箇所増加し、5,866人の保育定員が拡大した。	保育所等が64箇所増加し、4,252人の保育定員が拡大した。	・市町村が実施する施設整備に対する交付金支援や認可化移行支援及び必要な保育士の確保により保育所等の定員が増加したことで待機児童数が減少した。	・保育所入所待機児童が全国と比べて多く保育所等の増設に伴う潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりを受け、さらに保育の量を拡大する必要がある。	継続	・待機児童解消に向けて、「黄金っ子応援プラン」に基づき、「沖縄県待機児童対策協議会」を活用し、引き続き市町村と連携し、保育所等の整備や認可外保育施設の認可化促進、保育士確保など総合的な取組を促進する。	子ども生活福祉部	子育て支援課
35	4	・乳幼児期は、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性について周知を図ります。	①保育所等における食育の取組	食育基本法に基づき、県民一人ひとりが生連にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を推進する。	—	—	ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会の推薦者及び参加者の呼びかけや、市町村保育主管課等に食育関係資料の送付を行った。	ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会の推薦者及び参加者の呼びかけや、市町村保育主管課等に食育関係資料の送付を行った。	保育所等における給食担当者の資質の向上が図られたとともに、食育の重要性について周知できた。	課題等は特になし。	継続	・引き続き保育所等に食育に関する研修の受講を呼びかけることと、食育関係資料の送付を行うことで給食担当者の資質の向上を図り、食育の重要性について周知に努める。	子ども生活福祉部	子育て支援課	
36	5	・市町村において実施している夜間保育所や延長保育、地域型保育事業など地域の実情に応じた保育サービスを提供するとともに、保護者が安心して子育てができる環境整備に取り組む。	①延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、通常の利用時間外において児童を預ける環境を整備する必要があらる。延長保育を実施することにより、安心して子育てができる環境の整備を図る。	93,631	104,467	延長保育事業は、23市町村、503か所での実施であった。	延長保育事業は、24市町村、573か所での実施であった。	・地域のニーズに応じ、延長保育事業を実施する市町村を支援することにより、子育て支援の充実を図った。 ・延長保育事業は、24市町村、573か所での実施であった。	・事業の実施状況について市町村から中間報告を求める等、適切に進捗管理を行うことにより、実績確定を円滑に行うことができる。 ・本事業を実施する施設数の増加に対応し、実施主体である市町村を支援することができる。	継続	・市町村計画に基づき、保護者のニーズに応じた事業を実施する市町村を、引き続き支援することにより、本事業を実施する施設を拡大し、安心して子育てができる環境の整備を図る。	子ども生活福祉部	子育て支援課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度							
37	6	生活の支援	<p>・ 社会的養護を必要とする子どもに対し、温かい愛情と正しい理解を持った家庭的な環境の下で養育を提供できるよう、里親委託や児童養護施設の小規模化等を推進します。</p>	①児童保護措置費	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行い、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進する。	169,588	234,304	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行った。 ・小規模グループケア実施施設数(4施設) ・地域小規模児童養護施設数(7施設)	小規模グループケア等を実施する施設へ措置費の加算を行った。 ・小規模グループケア実施施設数(4施設) ・地域小規模児童養護施設数(7施設)	・小規模化を進めたことにより、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供することが可能となった。 ・また小規模化に際して地域社会の民間住宅等を活用することにより、近隣住民と関わりを持つことが可能となり、子どもの社会的自立を促すことにも繋がる。	・依然として大規模なままの施設もあり、継続して小規模化を進めていく必要がある。 ・本体施設から地域小規模児童養護施設へ子どもを移す場合、環境の変化が子どもに与えるストレスや影響を十分に考慮する必要がある。	継続	子どもとの状態を十分に考慮したうえで、継続して小規模化を進めていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
				②児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	6,000	5,267	児童養護施設1施設において地域小規模児童養護施設を開設。 児童養護施設2施設において地域小規模児童養護施設を開設に繋がった。 もう1施設においては地域小規模児童養護施設の移転に伴い実施しており、施設の状態改善に繋がった。	児童養護施設2施設で実施。 1施設において地域小規模児童養護施設を開設に繋がった。 もう1施設においては地域小規模児童養護施設の移転に伴い実施しており、施設の状態改善に繋がった。	・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で育てできるようになった。	・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
38	7	生活の支援	<p>・ 全ての市町村が、妊娠前から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。<No.4再掲></p>	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠前から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。<No.4再掲>	母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、調査検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿を骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施する。	11,902	7,396	調査検討委員会を3回、専門部会を2部会を地域毎(北、中、南、宮、八)を11回開催した。 ・人材育成部会を3回開催し、市町村、保健所、関係機関の状況把握方法を検討した。また、市町村と産科医療機関向けに3回研修会を実施した。	・検討委員会を1回、行政説明会、研修会を地域毎(北、中、南、宮、八)を11回開催した。 ・人材育成部会を3回開催し、市町村、保健所、関係機関の状況把握方法を検討した。また、市町村と産科医療機関向けに3回研修会を実施した。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び「周産期メンタルヘルズ研修会」「母子保健コーディネーター養成研修会」等の講演・研修会を実施し、延べ732名が参加し、市町村のセンター設置への意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、5市町村となった。	・センターの設置に向け、市町村毎に予算や、人材育成にかかる支援を行う必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センター導入にあたり、市町村に対し利用者支援事業等活用できる在庫情報の提供やその活用方法に関する相談等の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「周産期メンタルヘルズ研修会」「母子保健コーディネーター養成研修会」を行うほか、各保健所において、センター導入を推進するための地域の課題に対応した研修や、連携機関も交えた事例検討会や意見交換会、管内市町村への個別支援等を実施する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、全市町村へのセンター設置への気運を高めるため、広報活動を行う。	保健医療部	地域保健課
39	8			生活の支援	<p>・ 乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げみがきの定着やフツ化物応用等、効果的なむし歯予防対策を推進します。</p>	①歯科保健推進事業	市町村母子保健担当・保育担当、保育所職員、幼稚園職員を対象にむし歯予防に関する研修会を開催する。関係機関間の情報交換の場(会議)を開催する。市町村担当課及び保育所等へのフツ化物応用事業の支援を行う。	7,187	6,116	・保育所での歯みがき及びフツ化物洗口の実施する市町村が増えた。 ・2歳児歯科健診を実施する市町村が増えた。	・保育所での歯みがき及びフツ化物洗口の実施する市町村が増えた。 ・2歳児歯科健診を実施する市町村が増えた。	・保育所における歯みがきやフツ化物洗口実施施設が増加している。市町村の所管課が主体となって実施の有無については差がある。 ・乳幼児歯科健診で適切な歯科保健指導をする。 ・年齢に応じたフツ化物を活用している。	・年々3歳児等むし歯を有する幼児のむし歯の割合が減少しているが、全国平均値に比較し、約10%高い状況にある。 ・むし歯が増加する2歳児歯科健診及び幼児歯科健診事業を未実施の市町村がある。	継続	・市町村や保育所でのむし歯予防を推進する。 ・むし歯予防に関し、歯科医師会と連携し市町村、保育所、幼稚園を支援する。
		②親子で歯むしプロジェクト	沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況の改善を目的に、乳幼児健康診査における歯科保健指導と、モデル市町村での取り組みの効果検証を実施する。			13,278	12,665	沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況を改善する目的に、乳幼児健康診査における歯科保健指導を標準化するためのマニュアル等の作成と、8回の研修会を開催し、活用を促進する環境整備を進めた。モデル市町村でケアグッズ活用促進などの取り組みを行った。	沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況を改善する目的に、乳幼児健康診査における歯科保健指導を標準化するためのマニュアル等の作成と、8回の研修会を開催し、活用を促進した。モデル市町村では、ケアグッズ活用促進などの取り組みを行った。	歯科保健指導を標準化するため、説明用資料やマニュアルを作成し、研修会を開催することでマニュアル等の活用を推進し、マニュアルに応じた指導実施につなげた。	3歳児健診データ分析結果等から、むし歯状況改善には「毎日の仕上げ歯磨きの実施」と「フツ化物応用」が効果的であることが推察されている乳幼児歯科健診従事者に周知する。	継続	市町村関係者へ本事業の取組及び指導用媒体の活用を促していく。また、乳幼児健診に従事する歯科医師、歯科衛生士、保健師等多職種を対象とした研修会を開催し、資質向上を図る。	保健医療部	健康長寿課
40	9	生活の支援	<p>・ 認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ります。</p>	①ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業	認可外保育施設が利用料の全部又は一部を免除した場合に、当該施設に対して減免相当額を補助する。(補助上限額:月額28,000円)	82,035	57,444	利用料の免除があった21市町村に対して補助を行った。 ・支援対象保護者:467人 ・支援対象児童:563人	利用料の免除があった21市町村に対して補助を行った。 ・支援対象保護者:342人 ・支援対象児童:394人	・ひとり親家庭の待機児童が発生している全ての市町村において本事業が実施される結果になっており、対象要件を満たす県内ひとり親家庭等に対し、本事業による支援が行き届き、生活の安定と自立の促進に寄与した。	・対象要件を満たす県内のひとり親家庭等に支援が行き届くよう、市町村における事業実施の予算確保や、認可外保育施設との協力、対象者への制度周知が必要である。	継続	・国の施策(幼児教育・保育の無償化)の動向を注視し、本事業の対象要件等を整理を行う。 ・補助上限額の見直し(H31~)現行 月額 26,000円→0~2歳:33,000円、3~5歳:28,000円	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
41	10			生活の支援	<p>・ 病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。</p>	①病児保育事業	多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する病児保育事業に対して助成する。	55,345	61,762	病児保育事業は、15市町村、21施設での実施があった。	病児保育事業は、15市町村、22施設での実施があった。	・病児保育事業を実施する15市町村22施設に対して運営費を補助し、年間延べ9,712人の児童の利用があった。	・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図っていく必要がある。	継続	・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組む。
42	11	経済的支援	<p>・ 子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。</p>			①母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	355,544	319,505	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業のについて、実施主体である市町村の意見等を把握するとともに、他の医療費助成制度(子ども医療費助成事業、重症心身障害者医療費助成事業)との比較を行い課題の整理を行う。

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度							
			②こども医療費助成事業	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	1,267,692	1,460,259	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,691,033件の医療費助成への支援を実施した。	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,722,259件の医療費助成への支援を実施し、10月から未就学児への給付方式として現物給付を導入した。	・平成30年度は、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,722,259件の医療費助成への支援を実施し、10月から未就学児への給付方式として現物給付を導入した。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の拡大に向けて強い要望がある。 ・制度の拡充にあたっては、市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要がある。	継続	・通院の対象年齢の拡大については、引き続き市町村と協議の場を設定し、現物給付の効果や、財政負担、小児医療に与える影響等を検証しながら、段階的に拡充する方向で検討する。	保健医療部	保健医療総務課	
(2)小・中学生期															
43	1	・学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保することなど、学習支援を実施します。	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業	日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた指導を行う。	—	—	305名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	254名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	・日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTによる授業を行い、学校全体の授業力の向上に取り組んだ。 ・その結果、昨年度の学力学習状況調査が小学校においては全国平均を維持し中学校においては、改善傾向にある。	・学校全体の授業力を組織的に向上させる取組であったが、児童生徒の直接的な指導に偏った傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・教師の授業改善を明確にし学校の授業における課題解決に向けて、その役割を明確にする。 ・これは、学力向上推進プロジェクトの取組の重点に「授業改善」に置かれていることから授業改善リーダーは学校の要になることや、学校全体の授業改善が進むことで本県の児童生徒の「確かな学力」を育むことにつながると考える。	教育庁	義務教育課	
			②30人以下学級、少人数学級の推進	児童生徒が生活習慣や規範意識を身に付け、基本的学力の向上を図るため、公立小・中学校を対象に義務標準法で定める学級編制の標準を下回る学級編制を行う。	—	—	小学校1年生から5年生及び中学校1年生で30人または35人以下の少人数学級を実施した。(小学校283学級、中学校52学級)	小学校1年生から5年生及び中学校1年生で30人または35人以下の少人数学級を実施した。(小学校320学級、中学校52学級)	・少人数学級編制による学級数の増加をはかると、小学校は平均正答率が全国よりきめ細かな学習指導を行うことができた。	・少人数学級の推進にあたっては、学級数増加による教職員増加のため、教職員定数の確保に努める必要がある。 ・中学校2年生及び3年生における少人数学級の実施に当たっては、各教科担任の持ち時数増加に伴う業務量増加の課題がある。 ・少人数学級の推進による学級増に伴う教室の確保については、市町村で行うこととなるので、連携を図りながら対応する必要がある。	継続	・市町村教育委員会、中学校長会と連携し、今後の少人数学級のあり方を検討する。	教育庁	学校人事課	
44	2	・実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組めます。	①教員指導力向上事業	(1) 地区別ブロック型研究事業(算数、数学、英語)を実施した。 (2) 各地区で授業改善研修会(国語)を実施した。	4,768	3,830	(1) 地区別ブロック型研究会を378回開催した。(達成割合99.0%) (2) 授業改善研修会を47回開催した。(達成割合100.0%)	(1)地区別ブロック型研究会(100回)達成率100%(2)授業改善研修会・小学校国語授業改善研修会(6地区12回実施)・中学校国語教諭授業改善研修会(6地区10回実施)計22回達成率100%	①平成29年度の全国学力・学習状況調査では、小学校は平均正答率が全国水準を維持している。中学校も全国との差を縮めている。 ②各教育事務所担当と国立教育政策研究所教科調査官が研修内容を事前に調整したり、指導案の検討をしたりして、本県の学力に係る課題解決に向けた授業改善の取組の充実が図られている。 ③管理職研修や研究主任研修等での周知や学校支援訪問で連携したことで、研修の成果を各校で共有できている。	①思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりを実現するために、国立教育政策研究所教科調査官との理論研修会の持ち方や授業指導案検討等を、計画的・効果的に行い、実効性のある研修にする必要がある。 ②ブロック型研修は指導方法工夫改善教諭が対象のため、研修機会の少ない教諭へも拡大し、全校体制の取組としてさらに推進する必要がある。	継続	①小学校は全国水準を維持し、中学校は全国水準に達するために、研修対象を指導方法工夫改善教諭以外にも広げ、計画的・継続的に指導力向上に関する研修を実施し、児童生徒の「確かな学力」の更なる向上を図る。 ②主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するために、国立教育政策研究所教科調査官や大学教員に最先端の理論と実践について講話・助言をいただく。 ③研修の成果を共有できる校内研修計画の確実な実施、運営について、学校支援訪問や管理職研修、研究主任研修会等で周知徹底する。	教育庁	義務教育課	
45	3	・全ての児童生徒の学力が保障されるよう、学校支援訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、市町村が配置する学習支援員の効果的な活用法についての情報提供等を行います。	①学力向上学校支援事業	学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	9,697	8,871	約250校の小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	(1) 学校支援訪問を254校で実施した。 (2) 授業改善支援員を6名配置した。	・学校支援訪問は、平成25年11月から平成31年3月までの5年5か月で、のべ1000校以上で実施している。全国学力・学習状況調査においては、小学校は全国水準を維持し、中学校は全国との差を縮小している。	・より効果的に授業改善を推進するため、学校課題の解決に向けた支援を行う必要がある。	継続	・授業改善支援員を学校運営アドバイザーに代えて、学校課題の解決に向けた支援を行う。	教育庁	義務教育課	
46	4	・学校において個々の学力を伸ばすために、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善を推進します。	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業<No.43①再掲>	日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTや少人数指導を行い、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた指導を行う。	—	—	305名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	254名が配置され、指導方法等の工夫改善(学習支援)を行った。	・日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るため、TTによる授業を行い、学校全体の授業力の向上に取り組んだ。 ・その結果、昨年度の学力学習状況調査が小学校においては全国平均を維持し中学校においては、改善傾向にある。	・学校全体の授業力を組織的に向上させる取組であったが、児童生徒の直接的な指導に偏った傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。	継続	・教師の授業改善を明確にし学校の授業における課題解決に向けて、その役割を明確にする。 ・これは、学力向上推進プロジェクトの取組の重点に「授業改善」に置かれていることから授業改善リーダーは学校の要になることや、学校全体の授業改善が進むことで本県の児童生徒の「確かな学力」を育むことにつながると考える。	教育庁	義務教育課	
47	5	・全ての教員が子どもの貧困問題に対する意識を共有し理解を深めるために、福祉関係の専門家を招聘して、学校における校内研修等の実施に努めます。	①校内研修の実施	貧困対策に対する教員の理解促進のため、他部署併任職員による校内研修や学校訪問等を実施する。	—	—	学校訪問、各種研修会、行政説明等の実施	学校訪問、各種研修会、行政説明等の実施	平成30年度は以下の取組により、貧困問題の意識を共有し、理解を深めた。 ・学校訪問103校(小56校、中32校、高15校) ・各種研修等12講座、約878人参加 ・6地区校長研修会等の行政説明20回 ・述べ2,140人 ・免許状更新講習 1講座2会場 190名	・校内研修の実施については、年間計画で実施期日に限りがあり、時程内での運営においてまとまった時間の確保はむずかしい状況である。	継続	・未訪問校への学校訪問の実施(小中学校) ・生徒指導主事や教育相談担当、養護教諭等の関係職員への理解促進を図る。 ・各教育事務所主催の研修会において、教諭に向けた研修会の実施。 ・免許状講習会における講座の実施。	教育庁	義務教育課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円) H29年度 H30年度	取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
						H29年度	H30年度							
48	6	・ 学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。	①学力向上学校支援事業 <No.45①再掲>	学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。	9,697	8,871	約250校小中学校を訪問した。授業改善支援員を7名配置し、授業改善を推進した。	(1) 学校支援訪問を254校で実施した。 (2) 授業改善支援員を6名配置した。	・ 学校支援訪問は、平成25年11月から平成31年3月までの5年5か月で、のべ1000校以上で実施している。全国学力・学習状況調査においては、小学校は全国水準を維持し、中学校は全国との差を縮小している。	・ より効果的に授業改善を推進するため、学校課題の解決に向けた支援を行う必要がある。	継続	・ 授業改善支援員を学校運営アドバイザーに代えて、学校課題の解決に向けた支援を行う。	教育庁	義務教育課
			②家庭教育力促進「やーなれー」事業 家庭教育支援アドバイザー養成講座(教員免許状更新講習/校内研修)	保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。	49,424	31,606	名護市民会館、八重瀬町中央公民館において教員免許状講習が実施され、98名が受講した。(市町村の家庭教育支援者も同時受講) 嘉手納小学校において校内研修が実施され32名が受講した。	・ ちゃたんニライセターにおいて教員免許状講習が実施され、113名が受講した。	・ 平成30年度は、北谷町文化プラザにおいて、教員免許状更新対象者、幼小中高の先生方が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。	・ 子どもの生活リズムの乱れが指摘されており、子育てに悩む親の負担を軽減するため、家庭教育や子育てに関する知識や技能を学ぶ機会を提供する必要がある。	廃止	・ 事業終了に伴い、教員免許状更新講習については廃止とする。今後、市町村で自主的に家庭教育支援を行うことに重点を置いて支援していく。	教育庁	生涯学習振興課
49	7	・ 全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高めるための教育を行います。	①支持的風土をつくる学級経営等	生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施し、『学力向上推進プロジェクト方策5』を推進する。	1,043	1,115	6教育事務所において、『学力向上推進プロジェクト方策5』の推進に係る生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施。	6教育事務所において、『学力向上推進プロジェクト方策5』の推進に係る生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施。	・ 方策5に係る、生徒会組織と学級組織との連動による「自治的な活動」の必要について理解を深めることができた。 ・ 「生徒指導」の在り方や捉え方について、先生方に「気付き」を与えることができた。	・ 児童生徒組織の整えをさらに進め、これを通した「自治的な活動」の展開。 ・ 小学校における組織的に展開する「自治的な活動」についての事例の発信。	継続	・ 小中学校における「学力向上推進プロジェクト方策5」のさらなる推進を図るため、6教育事務所における「生徒指導(児童会、生徒会)担当者研修」を実施する。	教育庁	義務教育課
50	8	・ 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、教育活動全体を通して必要な資質・能力の育成を図るためのキャリア教育を推進します。	①キャリア教育支援事業	高校卒業時の進路決定率の改善と教員のキャリア教育実践力の向上及び学校現場における実践取組の普及推進を図る。	—	—	県立学校教育課の所管でありキャリア地区講座において、学校教育全体(授業、行事、HR活動)に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。教諭及び管理者向け研修会等の開催。	県立学校教育課の所管でありキャリア地区講座において、学校教育全体(授業、行事、HR活動)に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。教諭及び管理者向け研修会等の開催。特に、令和元年度から完全実施になる「キャリア・パスポート」に関するワークショップを実施。	・ キャリア教育担当教諭向けの研修会を開催し、教員のキャリア教育実践力の向上が図られた。	・ 令和2年度から完全実施になる「キャリア・パスポート」の円滑な実施に向けた研修会等の実施。	継続	・ キャリア教育の所管である県立学校教育課と連携して、キャリア教育の推進プラン(仮) 児童生徒の社会的・職業的自立につながるための「沖縄県キャリア・パスポート」を作成し学校への周知を図りたい。 ・ 県立学校教育課の所管でありキャリア地区講座をより充実させるためにキャリア教育年間計画の具体的な作成の手順やそれらをもとに「キャリア・パスポート」に反映させるための具体的な方法を演習等を通して実施する。	教育庁	県立学校教育課
51	9	・ 地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業	地域住民等の参画を得て、学校と協働で教育活動を行う仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援する。	41,100	46,154	・ 20市町村212校(72地域学校協働本部)において、事業が実施された。 ・ 延べ196千人のボランティアが活動に参加した。	・ 21市町村213校(77地域学校協働本部)において、事業が実施された。 ・ 延べ183千人のボランティアが活動に参加した。	・ 平成29年度は、20市町村212校(72地域学校協働本部)において、地域人材を活用した授業の補佐やクラブ活動支援、登下校の見守り、環境美化、学習支援、体験交流活動などが実施され、日々の交流を通して、学校と地域の連携が深まった。県主催の研修会を4回開催し、事業関係者の資質向上が図られた。 ・ 平成30年度は、21市町村213校(77地域学校協働本部)において、前年度に引き続き地域人材を活用した継続的な活動が実施された。県主催の研修会を4回開催し、事業関係者の資質向上が図られた。	・ 事業未実施市町村ごとに子ども達への地域住民活動の状況把握を行い、事業周知に反映させる必要がある。 ・ 事業に携わる関係者等の研修会の充実を図り、事業課題に対応できるような関係者の質の向上を図る必要がある。	継続	・ 事業未実施市町村へ事業効果などの説明を行うと同時に、各地域の学校支援や地域住民活動の現状、ニーズを把握する。 ・ 地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員の関係強化につながる研修内容を企画し、地域と学校の連携を一層推進する。 ・ 県推進委員会において、事業の効果的な推進について検討するとともに、様々な分野からの意見を取り入れ、連携を図っていく。	教育庁	生涯学習振興課
52	10	・ 地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業 <No.51①再掲>	地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援する。	31,938	31,708	・ 21市町村138教室で事業が実施された。 ・ 各放課後子ども教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々なプログラムが展開された。	・ 21市町村148教室で事業が実施された。 ・ 各放課後子ども教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々なプログラムが展開された。	・ 平成29年度は、21市町村138教室で事業が実施された。前年度に比べ、10教室増となり、事業の拡充が図られた。また、参加した児童の延べ人数は171千人、参加した大人の延べ人数は34千人となり、多くの大人が子どもたちへの教育活動に関わることで「地域の子どもは地域で育てる」気運が高まった。	・ 事業未実施市町村ごとに放課後対策の状況把握を行い、各地域に応じた効果的な事業の周知を図る必要がある。 ・ 事業に携わる関係者等の研修会の充実を図り、事業課題に対応できるような関係者の質の向上を図る必要がある。	継続	・ 事業未実施市町村へ事業効果などの説明を行うと同時に、各地域の放課後対策の現状、ニーズを把握する。 ・ 事業に携わる関係者等の研修会において、ボランティアを確保する(仲間を増やす)ための手法などを題材に取り上げる。 ・ 県推進委員会において、事業の効果的な推進について検討するとともに、様々な分野からの意見を取り入れ、連携を図っていく。	教育庁	生涯学習振興課
53	11	・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業 <No.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	41,100	46,154	・ 6市町、31校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施された。(1,203日) ・ 延べ21,350人の児童・生徒が参加	・ 11市町村、56校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施された。(2,452日) ・ 延べ66,215人の児童・生徒が参加	・ 平成29年度は、6市町の13小学校・18中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施された。 ・ 平成30年度は、学力向上に向けた取組を推進したことで、11市町村の26小学校・30中学校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、前年度と比べて取組市町村数及び対象学校数ともに増加した。	・ 事業未実施市町村への事業拡大。 ・ 学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保。	継続	・ 事業未実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
54	12	・児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティスクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。	①コミュニティスクールに係る調査等の対応	文部科学省からのコミュニティスクール事業希望調査、コミュニティスクール事業指定検討状況調査などをとりまとめて報告する。	—	—	現在27校がコミュニティスクール指定を受けている。市町村教育委員会に対して依頼があれば情報を提供していく。	現在31校がコミュニティスクール指定を受けている。市町村教育委員会に対して依頼があれば情報を提供していく。	・読谷村、うるま市がコミュニティスクールの設置を検討中である。	・コミュニティスクール導入の主体は、設置者である市町村教育委員会となっているため、関係機関との連携を密にする必要がある。	継続	・現在、コミュニティスクールを導入している糸満市および沖縄市の推進事業の取り組みについて、学校訪問等を行い情報を収集し、必要に応じて市町村教育委員会に情報を提供していく。	教育庁	義務教育課
55	13	教育の支援 ・学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を図ります。	①就学援助制度周知広報事業	就学援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにするため、テレビやラジオ等を通して県民に広く制度の周知・広報を行うとともに、全児童生徒へ配布できるようリーフレットを作成する。	26,400	22,434	・新学期の前後において、テレビやラジオCM、バス広告、関連施設にてポスター掲載やリーフレット配布を行ったほか、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	・新学期の前後において、テレビやラジオCM、コンビニ広告、WEB広告、関連施設にてポスター掲載やリーフレット配布を行ったほか、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	・テレビCM等を通して援助を必要とする保護者が情報を得ることができたほか、マイナスイメージの払拭にもつながった。 ・リーフレットのデータを市町村に提供し、アレンジして活用してもらうことにより、周知の取組を支援することができた。	・市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・引き続き全県的な広報活動を実施する。	教育庁	教育支援課
			②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業)	就学援助の充実を図る事業として、平成27年度と比較し新規又は拡充分として実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	243,519	383,718	33市町村が、同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入学学用品費の入学前支給などが行われた。平成27年度と比較して就学援助対象人数は約4,500名増加。	33市町村が、同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入学学用品費の入学前支給などが行われた。平成27年度と比較して就学援助対象人数は約6,000名増加。	・就学援助の充実を図る事業として、資格要件の見直しや単価見直しなどが行われている。 ・上記、見直し等により就学援助対象人数が増加し、保護者等の教育費等負担軽減が図られたものと料料する。 ・また、市町村等により手続きの見直しや周知強化が図られたことなどにより、申請者数の増加が見られるなど、申請しやすさに繋がっている。	・自治体によっては、援助率が倍増するなど人員や予算上の負担が大きくなっている状況がある。	継続	・継続して、必要な児童生徒に対し援助などより就学援助の充実を促進する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
56	14	・市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の効果的な周知方法、県内外の好事例の情報提供など制度を利用しやすい環境の整備を促進します。	①就学援助市町村担当者連絡会議の開催	就学援助担当者会議を開催し、対象費目や単価等の全国調査結果の共有や効果的な周知方法について意見交換などを行う。	—	—	11月に市町村担当者連絡会議を開催し、他自治体の対象費目や単価、周知方法及び他県自治体の先進事例等を紹介し、就学援助事業の改善を促した。	9月に市町村担当者連絡会議を開催し、他自治体の対象費目や単価、周知方法及び他県自治体の先進事例等を紹介し、就学援助事業の改善を促した。	・就学援助制度の現状、課題、対応等について市町村と共通認識が図られ事業の適切な実施が促された。	・要保護・準要保護児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、実施主体である市町村において、十分な財源措置が求められる。 ・市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に対して十分な財政措置について引き続き要請していく。 ・他自治体の取組状況を共有し、意見交換を行い制度が効果的に実施できるよう、市町村担当者会議を引き続き開催する。 ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、制度の拡充や周知徹底にあたっては、子どもの貧困対策推進交付金の活用を促す。	教育庁	教育支援課
57	15	・就学援助制度の適切な運用を図るため、市町村における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促進します。	①就学援助制度周知広報事業 <No.55①再掲>	連絡会議や通知等で小中学校における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促すとともに、制度の周知に活用できるリーフレットを作成する。	26,400	22,434	平成29年4月～5月にかけてテレビ、ラジオによる広報を行った。また、平成30年2月～3月にかけてはテレビ、ラジオによる広報に加え、バス広告、関連施設へのポスター掲載、リーフレット配布を行った。併せて、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	平成30年4月～5月にかけてテレビ、ラジオによる広報を行った。また、平成31年2月～3月にかけてはテレビ、ラジオによる広報に加え、コンビニ広告、関連施設へのポスター掲載、リーフレット配布等を行った。併せて、全児童生徒へリーフレットの配布を行った。	・各市町村共通の広報用リーフレット(1種類)の作成・提供 ・各市町村が周知活動で活用できるよう、カスタマイズ可能な広報用リーフレット(3種類)を作成・提供	・市町村単独事業として実施されている、準要保護者への就学援助について、市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続方法等に差が生じている。	継続	・引き続き全県的な広報活動を実施する。	教育庁	教育支援課
58	16	・障害のある児童生徒等への支援の充実を図るため、特別支援教育就学奨励費等を通じた支援を行います。	①特別支援教育就学奨励事業	県立特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費について支援を行う。	251,178	260,158	県立特別支援学校21校において支援を実施した。	県立特別支援学校21校において支援を実施した。	・平成29年度は、2,259名の児童等の保護者等の経済的負担を軽減。平成30年度は、2,256名の児童等の保護者等の経済的負担を軽減。	・継続的に事業に取り組むことが重要である。 ・個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、支援の決定に必要な保護者提出の一部資料を省略する等、手続きの簡素化を行う必要がある。	継続	・継続して就学支援に取り組むとともに、個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、提出書類の一部を省略する等、更なる保護者等負担の軽減を図っていく。	教育庁	教育支援課
59	17	・障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進します。	①校内支援体制の機能化等(インクルーシブ教育システム整備事業)	幼少中学校の特別支援教育に係る校内支援体制の構築を図るために、教職員の指導力・支援力および専門性の向上を図る。	4,948	5,614	公立学校を対象に管理職研修607名、コーディネーター養成研修727名、幼稚園特別支援教育実践研修226名、小中特別支援学級・級指導担当者研修1133名を対象に研修を実施した。	公立学校を対象に管理職研修660名、コーディネーター養成研修764名、幼稚園特別支援教育実践研修226名、小中特別支援学級・級指導担当者研修1133名を対象に研修を実施した。	・教育支援計画の作成率90%を達成できなかった状況は順調である。全ての公立学校(幼小中高特)を対象に、管理職研修・コーディネーター養成研修等により教員の資質向上を図るとともに、巡回アドバイザー・専門家チームの派遣等により学校支援を進め、具体的な支援方法等の情報共有を図ることで、個別の教育支援計画の作成率が前年度より上昇し、切れ目ない支援に向けた体制整備が図られた。	・幼、小、中、高、校特別支援学校全ての校種において、インクルーシブ教育システム(幼小中高特)の理念や在り方を正しく理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応する教育課程や教育実践力の向上が求められる。	継続	・インクルーシブ教育システムの重要な観点としての「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率の向上を図るため、全ての管理職への周知と当該校の校内支援体制の構築が必要となる。そこで、引き続き管理職研修を開催し、インクルーシブ教育システム構築についての周知と理解を促す。 ・コーディネーター養成研修等により教員の資質向上を図るとともに、個別の教育支援計画の活用を通じた情報の共有により、校内支援体制の充実、関係機関との連携を図る。	教育庁	県立学校教育課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
			②特別支援学級設置要件の撤廃	特別支援学級の設置については、同一障害種の児童生徒の人数が3人以上が必要との要件を撤廃し、1人でも設置可能とする。	—	—	対象児童生徒1人からでも特別支援学級を設置できた。 ・小学校703学級、3,466人 ・中学校271学級、1,177人	対象児童生徒1人からでも特別支援学級を設置できた。 ・小学校786学級、4,017人 ・中学校315学級、1,467人	・特別支援学級の設置については、同一障害種の児童生徒の人数が3人以上が必要との要件があったが、平成28年度からは要件の撤廃を行ったため、1人でも設置可能となった。	・特別支援学級設置の下限撤廃により、教室や教員の確保に努力が必要がある。	継続	・今後も引き続き対象児童生徒が1人からでも特別支援学級の設置は可能とする。	教育庁	学校人事課
60	18	・義務教育未修了者や不登校等で形式卒業となった者等に対する就学機会を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。	①夜間中学ニーズ調査	公立夜間学級等設置検討委員会においてニーズ調査を基に対象者のニーズや設置場所、実施主体等の検討を行う。	232	7,689	より詳細な県内におけるニーズ調査を予定している。	夜間中学の設置主体や設置規模等、その在り方の検討に資するため、県民のニーズを幅広く把握することを目的に調査を実施した。	・本調査により、夜間中学の対象となる方が55人いることや、夜間中学に通わせたい人が身近にいるなどの回答から、夜間中学対象となる可能性のある人が410人(内、個人が確認できる人128人)いることがわかった。	・夜間中学に通わせたい人が身近にいるなどの回答からの410人については、夜間中学の対象となる可能性があることから、潜在的なニーズの把握に向けた補足調査が必要である。	継続	・今後、本調査の結果を踏まえ、夜間中学の設置主体や設置規模等、その在り方について、「公立中学校夜間学級等設置検討委員会」において検討する。	教育庁	義務教育課
61	19	・教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。	①生活保護制度	生活保護法第32条第2項により、教育扶助のための保護金品は、被保護者の通学する学校の長に対しても交付できることとなっているので、これを活用する。	94,229	95,079	県内の各福祉事務所において、小中学生のいる生活保護世帯の教育扶助費の一部について学校長に直接払いを行った。	県内の各福祉事務所において、小中学生のいる生活保護世帯の教育扶助費の一部について学校長に直接払いを行った。	・教育扶助費を学校長に直接払いすることにより、給食費等の滞納の削減につながった。	・直接払いが実施できる仕組みを活用し、引き続き、教育扶助の適正な給付に努める。	継続	・教育扶助については、扶助費が生活費に費消されることのないよう、世帯の生活実態を把握しながら、学校長への直接払いを進めていく。	子ども生活福祉部	保護・援護課
62	20	・低所得世帯の子どもを対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する地域の取組を促進します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)<No.11①再掲>	市町村が設置する子どもの居場所におけるキャリア形成等支援活動(体験活動等)の普及促進を行う。	878,636	932,123	市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動も行うよう、普及促進に努めた。(H29実績 26市町村130箇所)	市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動も行うよう、普及促進に努めた。(H30実績 26市町村139箇所)	・市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動の充実が図られた。 ・子供の居場所の設置数 H29 26市町村130箇所 → H30 26市町村139箇所 ・上記のうちキャリア形成支援を行った子供の居場所数 H29 22市町村79箇所 → H30 22市町村78箇所	・キャリア形成等支援活動を行っていない子供の居場所の実態把握と、居場所の実情に応じた活動の検討	継続	・取組の成果や好事例の共有等を行い、更なる普及促進を図る。	子ども生活福祉部	子ども未次政策課
63	21	・低所得世帯の子どもが、様々な体験・交流の機会等を通じて、自己肯定感を高め、生きる力を育む取組を促進します。	①青少年交流体験事業	県内の青少年を他県に派遣し、交友交流・学習の機会を設けることにより青少年の健全育成を図る。	7,535	7,644	平成29年8月に小中学生165名を九州へ、12月に小中学生88名を兵庫県へ派遣し、交流活動や自然体験活動を行った。	平成30年7月～8月に小中学生180名を九州へ、12月に小中学生89名を兵庫県へ派遣し、交流活動や自然体験活動を行った。	・平成29年度は253名、平成30年度は269名の児童を県外派遣し、共同生活を通じて協調性やコミュニケーション力を育成することができた。 ・緊急時に対応するためのマニュアルを作成し、不測の事態への体制を整備した。	・研修の各プログラムが安全・円滑に行われるよう、研修内容を再検討する必要がある。 ・幅広い年齢層の児童・生徒に研修を知ってもらう必要がある。	継続	・引き続き(公社)沖縄県青少年育成県民会議及び教育庁と緊密に連携をとり、事業実施体制を強化していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②青少年の家体験活動モデル事業	無料塾等に通う子どもたちに対し、青少年の家を活用した体験活動等の機会を提供する。	—	4,927	糸満・玉城・宮古青少年の家を拠点として、計9回の体験・交流事業を実施し、無料塾等に通う延べ235人の子どもたちが参加した。	糸満・玉城・宮古青少年の家を拠点として、計9回の体験・交流事業を実施し、無料塾等に通う延べ235人の子どもたちが参加した。	・通常は有償となる野外炊飯や自然体験活動といった様々な交流体験活動を延べ235人の子どもたちに無償で提供し、参加者の満足度も高かった。 ・当該事業契機に、青少年の家を利用する無料塾が増えており、青少年の家と無料塾等の繋がる仕組みの構築という目的が達成された。	参加者募集の周知方法や参加者の選定に配慮を要するため、関係機関と綿密な調整を行う必要がある。	廃止	R元年度内に県内全域で事業実施の目処が立ち、当初の目的を達成するため、事業廃止とする。	教育庁	生涯学習振興課
64	22	・生活保護世帯、生活困窮世帯及び進路支援世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。	①生活困窮者自立支援事業(子どもの健全育成事業)	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	35,163	36,277	生活保護世帯及び生活困窮世帯の小中学生に対する学習支援を、本島中南部の10町村で実施し、北部地区では5町村を対象とした学習支援教室を4箇所設置した。	生活保護世帯及び生活困窮世帯の小中学生に対する学習支援を、本島内の15町村で実施した。	・小中学生の教室設置を9町村から15町村に増やして学習支援を実施し、平成29年度は82人、平成30年度は99人の児童生徒等を支援した。 ・支援児童生徒のうち、平成29年度は受験生16人中15人が高校に合格した(合格率93.7%)、平成30年度は受験生14人中14人が高校に合格した(合格率100%)。	・生活保護世帯及び生活困窮世帯の児童生徒の通塾者数が当初見込みを下回っている教室があり、対象者への周知や通塾に向けた取組を強化する必要がある。 ・継続した事業の実施が必要である。 ・高い高校合格率となっているが、一方で、通塾の継続や学習習慣の定着等にに向けたさらなる取組が必要である。	拡充	・生活保護世帯及び生活困窮世帯の学習支援を、17町村で実施する。継続して事業を実施するとともに、学習支援に参加していない対象者の通塾の促進、及び通塾しやすい学習支援教室の整備に取り組むほか、一人ひとりの習熟度に応じたきめ細かな学習支援に取り組む必要がある。	子ども生活福祉部	保護・援護課
			②子育て総合支援モデル事業	貧困の連鎖の防止を図るため、進路支援世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施する。	290,474	336,919	・進路支援世帯の小中学生に対し、学習支援を15町村18教室で946人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11教室で306人に実施した。	・進路支援世帯の小中学生に対し、学習支援を15町村19教室で765人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11教室で282人に実施した。	・支援児童生徒のうち、中学3年生181名中176名が、高校に合格した(合格率97.2%)ほか、高校3年生182人のうち、173名が大学や専門学校等を受験し、150名が合格した(合格率86.7%)。	・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学期、学力ごとにきめ細かく対応できる環境作りが必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大学等合格率となっているが、一方で、非行や学習習慣の定着が難しい子どももおり、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	拡充	・子ども生活福祉部が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生活福祉部	子ども未次政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)			取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課		
			名称	内容	決算(見込)額(千円) H29年度 H30年度	取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)				
						H29年度	H30年度								
65	23	・児童養護施設等で暮らす子どもの 潜在的な可能性を引き出していけるよう 、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。	①児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実	・養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	30,564	24,998	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	・H30年度において、児童養護施設等に入所する270人の小中学生に対して学習支援を行い、児童生徒の基礎学力の向上が図られた。 ・H30年度の児童養護施設の子どもの高等学校等進学率が100%となっている。	継続	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、学習意欲の個人差も大きく、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を促進していく。児童一人一人へのきめ細やかな学習支援を促進していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
66	24	・子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) <No.11①再掲>	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営推進事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	878,636	932,123	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H29市町村への国庫補助金878,636千円	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H30市町村への国庫補助金932,123千円	・H30年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に117人が配置され、子供の居場所が26市町村に139箇所設置された。 ・H30年度においては、のべ5,783人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ298,760人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	継続	・一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。 ・沖繩子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
			②子どもの居場所に対する食料提供の支援	JAファーマーズマーケットにおいて、生産者の善意により提供される食料品(青果物)を、子ども食堂など居場所を運営する施設に寄付する取組づくりの支援を行う。	—	—	生産者から子どもの居場所へ食品を寄付することについて、JAファーマーズ推進部と協議し、食料提供の取組づくりを支援した。	H29年度にスタートした取組が継続されていることを現場で確認し、今後の取組の継続を依頼した。	・平成29年8月からJAファーマーズマーケットいとまちゃんちめ市場をモデル店舗、一般社団法人教育振興会が運営する子どもの居場所をモデル事業者として、週2回食料提供をする取組がスタートした。	継続	・当該取組をモデルとして、他店舗、他事業者へ、生産者と事業者の理解を得て展開していくことが課題となっている。	継続	・モデル店舗、モデル事業者での取組においての課題等を検証し、他店舗へ順次拡大していくことを検討する。	農林水産部	流通・加工推進課
67	25	・ 子どもの居場所が設置されていない小学校区への居場所開設を促進するため、居場所開設にかかる経費の支援や講座を実施します。	①沖繩県子どもの貧困対策推進基金事業(子ども食堂開設支援事業)	子ども食堂の開設する団体に対し助成する。また、子ども食堂の運営者や開設希望者を対象に研修を実施する。	—	—	—	—	—	新規	補助金要綱を制定し、子ども食堂の開設に対し助成する。子ども食堂の運営者や開設希望者を対象に研修を実施する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課		
68	26	・ 子どもが安心して過ごせる居場所をさらに充実するため、民間団体等の資金を活用した居場所の設置を促進します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(子供の居場所等の連絡会運営支援事業) <No.13①再掲>	子供の居場所事業の実施主体である市町村に対し、資金の提供を行う民間団体等の情報提供等を行い、普及促進に努める。	—	—	—	—	—	新規	子供の居場所事業の実施主体である市町村に対し、資金の提供を行う民間団体等の情報提供等を行い、普及促進に努める。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課		
69	27	・ 専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子供に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。	—	—	—	—	—	新規	通常の子供の居場所では対応困難な子供の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所を設置し、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課		
70	28	・低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進します。	①放課後児童クラブ支援事業	放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行う。	149,814	193,922	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・施設整備補助: 7市町村15施設 ・家賃補助: 1市2施設 ・改修支援補助: 1村1施設	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・施設整備補助: 10市町村21施設 ・家賃補助: 1市2施設	・平成30年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,169円であり、平成28年度の月額平均利用料10,115円と比較して946円の減となり、利用者の負担が軽減された。 ・公的施設活用放課後児童クラブの設置は、主に学校施設を活用することが多いが、学校敷地内にスペースを確保できないこと、学校施設の建て替え時期と合わせての実施を行う必要があることなどから、事業が進まない現状がある。	継続	・クラブ数については、平成29年度の403クラブから452クラブと増加しているものの、利用ニーズの高まりにより、登録できなかった児童数(平成30年度760人)が高止まりの状況にある。 ・施設整備補助: 10市町村21施設 ・家賃補助: 1市2施設	継続	・放課後児童クラブの運営に関して、学校とクラブ間の協定締結や子どもの安全管理等をコーディネートする業務を委託しており、学校や市町村教育委員会が不安なく事業に協力できるよう支援を行う。 ・一括交付金の期限が令和3年度に迫っていることから、市町村に対し、一括交付金を活用した放課後児童クラブの設置を促す。 ・平成31年度は、施設整備(設計を含む)数を、昨年度の21箇所から31箇所に増やす予定である。	子ども生活福祉部	子育て支援課
71	29	・地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保や、 児童館職員の資質向上に関する取組 を支援します。	①児童厚生員等研修	児童館で従事する職員を対象に、児童館の運営上必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。	452	452	研修を9回実施し、のべ544人の児童館職員が受講した。	研修を7回実施し、のべ571人の児童館職員が受講した。	・児童館職員に対して研修を実施することにより、平成30年度に改正された児童館ガイドラインなど、運営上必要な知識や技術の習得が図られた。	継続	・継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・公設公営の児童館の児童厚生員の場合、有期の臨時職員・嘱託職員として雇用する自治体が多いため、継続性が保たれず、経験によるノウハウの蓄積が難しい。	継続	・子どもの貧困対応が求められる状況下で、子どもの居場所として児童館の果たす役割が見直されており、児童館職員の資質向上を図る必要があるため、今後も継続して児童厚生員等研修を実施する。	子ども生活福祉部	子育て支援課
72	30	・親の就労状況等に応じて、放課後児童クラブや児童館等の地域資源を活用し、 子どもの夜の居場所の確保を促進します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業) <No.11①再掲>	市町村が行う子供の貧困対策支援員配置事業と子供の居場所運営推進事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	878,636	932,123	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H29市町村への国庫補助金878,636千円	市町村が次の事業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策支援員の配置 ②子供の居場所の設置 ※H30市町村への国庫補助金932,123千円	・H30年度末時点で、子供の貧困対策支援員が29市町村に117人が配置され、子供の居場所が26市町村に139箇所設置された。 ・H30年度においては、のべ5,783人に子供の貧困対策支援員が支援したほか、のべ298,760人が子供の居場所を利用し、子どもの対人関係や学習意欲等の改善につながった。	継続	・一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。 ・沖繩子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある。	継続	・事業成果や取組の好事例の共有等を行い、更なる配置促進を図る。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
73	31	・対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えた子ども・若者が、 孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。	①子ども・若者育成支援事業(NPO団体等補助)	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者が、若者の支援活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。	9,807	11,593	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う5団体に対し、助成した。	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う6団体に対し、助成した。	・困難を抱えた子ども・若者の支援活動を行う5団体に助成し、相談、居場所、活動プログラム及び訪問支援を延べ8,513人に行った。	継続	・支援を要する子ども・若者は全県にいて、助成した団体の活動拠点到地域的な偏りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に向けて取り組む必要がある。	継続	・引き続き支援団体や関係機関と連携も連携し、全県的な支援体制の構築に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
74	32	・児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進するとともに、学校の歯科検診でむし歯を要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するとともに、対策を講じます。	①養護教諭の研修 ②歯科保健推進事業	養護教諭への研修会を実施し、学校歯科保健の推進を図る。健康課題の解決を図る。 むし歯を予防するため、子どもの発達段階に応じた正しい歯みがき習慣を身につけるよう推進する。	—	—	全養護教諭を対象とした地区別及び県研修会を実施した。 「歯と口の健康週間」等でもし歯予防について啓発した。	全養護教諭を対象とした地区別及び県研修会を実施した。 「歯と口の健康週間」等でもし歯予防について啓発した。	健康おきなわ21の学校歯科保健分野に関する講義を行い、沖繩県が目指す歯科保健の目標値及び取組事項について確認することができた。	健康診断の事後措置や歯科未受診者への対応等に関する研修会の実施。	継続	う歯予防及び治療等の学校歯科保健推進に関する研修会の実施。	教育庁	保健体育課
75	33	・児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた 基本的な生活習慣 を身につけることができるよう推進します。	①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 <No.37②再掲>	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	6,000	5,267	児童養護施設1施設において地域小規模児童養護施設を開設。 児童養護施設2施設において地域小規模児童養護施設を開設に繋がった。もう1施設においては地域小規模児童養護施設の移転に伴い実施しており、施設環境改善に繋がった。	児童養護施設2施設において地域小規模児童養護施設を開設に繋がった。もう1施設においては地域小規模児童養護施設の移転に伴い実施しており、施設環境改善に繋がった。	施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で育てることができた。	施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まること想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
76	34	・児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。	①職業指導員による自立に向けた支援	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,908	15,015	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	以下の事から施策的に職業指導員の配置を検討し、要件を満たし必要性があると判断した場合、配置していく。 ・退所者へのアフターケアの統一強化。 ・退所後の動向を調査・分析した上で、今後退所する児童や在所児童への必要な支援を実施。 ・施設間が連携し横断的な支援を退所者へ実施するため、社会的自立支援事業の支援コーディネーターを活用し連携を図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
77	35	・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、 退所児童へのアフターケアとして就労及び自立に関する相談支援 を行う職業指導員の配置を拡充します。	①職業指導員による自立に向けた支援 <No.76①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,908	15,015	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	以下の事から施策的に職業指導員の配置を検討し、要件を満たし必要性があると判断した場合、配置していく。 ・退所者へのアフターケアの統一強化。 ・退所後の動向を調査・分析した上で、今後退所する児童や在所児童への必要な支援を実施。 ・施設間が連携し横断的な支援を退所者へ実施するため、社会的自立支援事業の支援コーディネーターを活用し連携を図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
78	36	・放課後児童クラブの保育料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進します。	①放課後児童クラブ支援事業 <No.70①再掲> ②沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業②)	放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行う。 放課後児童クラブ負担軽減事業として、平成27年度と比較し新規又は拡充分として実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	149,814	193,922	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・施設整備補助: 7市村15施設 ・家賃補助: 1市2施設 ・改修支援補助: 1村1施設	市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。 ・施設整備補助: 10市村21施設 ・家賃補助: 1市2施設	平成30年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9,169円であり、平成26年度の月額平均利用料10,115円と比較して946円の減となり、利用者の負担が軽減された。	クラブ数については、平成29年度の403クラブから452クラブと増加しているものの、利用ニーズの高まりにより、登録できなかった児童数(平成30年度760人)が高止まりの状況にある。 ・公的施設活用放課後児童クラブの設置は、主に学校施設を活用することが多いが、学校敷地内にスペースを確保できないこと、学校施設の建て替え時期と合わせての実施を行う必要があることなどから、事業が進まない現状がある。	継続	放課後児童クラブの運営に関して、学校とクラブ間の協定締結や子どもの安全管理等をコーディネートする業務を委託しており、学校や市町村教育委員会が不安なく事業に協力できるよう支援を行う。 ・一括交付金の期限が令和3年度に迫っていることから、市町村に対し、一括交付金を活用した放課後児童クラブの設置を促す。 ・平成31年度は、施設整備(設計を含む)数を、昨年度の21箇所から31箇所を増やす予定である。	子ども生活福祉部	子育て支援課
					36,053	52,264	14市町村が「放課後児童クラブ」の利用負担軽減を図る事業」を実施し、計画値1,601名に対して、1,721名の利用があった。	15市町村が「放課後児童クラブ」の利用負担軽減を図る事業」を実施し、計画値1,451名に対して、1,721名の利用があった。	放課後児童クラブへ通う世帯の経済的な負担軽減につながった。 ・放課後児童クラブへ通うのが困難な世帯の子ども達を受け入れる体制を整え、放課後、家などでひとりでぼっちで過ごす子どもを減らすことができた。	放課後児童クラブ負担軽減事業の実施を各市町村へ引き続き呼びかけしていく必要がある。	継続	各市町村における放課後児童クラブ負担軽減事業の実施内容などについて、各市町村と情報共有を図るなど、同事業の実施を呼びかけていく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度							
79	37	経済的支援 ・子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組みます。	②こども医療費助成事業 <No.42②再掲>	こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	1,267,692	1,460,259	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,691,033件の医療費助成への支援を実施した。	県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,722,259件の医療費助成への支援を実施し、10月から未就学児への給付方式として現物給付を導入した。	・平成30年度は、県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,722,259件の医療費助成への支援を実施し、10月から未就学児への給付方式として現物給付を導入した。	・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の拡大に向けて強い要望がある。 ・制度の拡充にあたっては、市町村の財政状況、市町村の意向、市町村間の権衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要がある。	継続	・通院の対象年齢の拡大については、引き続き市町村と協議の場を設定し、現物給付の効果や、財政負担、小児医療に与える影響等を検証しながら、段階的に拡充する方向で検討する。	保健医療部	保健医療総務課	
80	38	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。	①母子家庭等医療費助成事業 <No.42①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	355,544	319,505	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・母子家庭等医療費助成事業のについて、実施主体である市町村の意見を把握するとともに、他の医療費助成制度(こども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)との比較を行い課題の整理を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
81	39	・中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。	①中高生通学実態調査事業	中高生の通学費に対する支援に向け、各種調査を行い具体的な制度の検討を行う。	—	—	—	—	—	—	新規	・現在、通学実態調査を行っているところであり、調査の結果を踏まえ、具体的な制度設計の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めていきたい。	教育庁	教育支援課	
(3) 高校生期															
82	1	・学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。<No.48再掲>	①家庭教育力促進「やーなれー」事業 家庭教育支援アドバイザー養成講座 <No.48②再掲>	保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。	49,424	31,606	名護市民会館、八重瀬町中央公民館において教員免許状講習が実施され、113名が受講した。	ちゃたんニライゼンターにおいて教員免許状講習が実施され、99名が受講した(市町村の家庭教育支援者も同時受講) 嘉手納小学校において校内研修が実施され32名が受講した。	・平成30年度は、北谷町文化プラザにおいて、教員免許状更新対象者、幼小中高の先生方が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。	・子どもの生活リズムの乱れが指摘されており、子育てに悩む親の負担を軽減するため、家庭教育や子育てに関する知識や技能を学ぶ機会を提供する必要がある。	廃止	・事業終了に伴い、教員免許状更新講習については廃止とする。今後、市町村で自主的に家庭教育支援を行うことに重点を置いて支援していく。	教育庁	生涯学習振興課	
83	2	・高等学校中途退学者等に対し、学力検査を課さず、志望動機を聞く面接等で入学できる学直しのための高校や学科の設置などを検討します。	①他県事例等の情報収集	学直しの高校や学科を設置している他県の情報収集を行う。	139	0	東京都立六本木高等学校(チャレンジスクール:定時3部制)を視察した。	他県の動向等資料収集を行った。	他県の動向を把握することで、今後の施策を検討する上で材料を得ることが出来た。	・高校を中退した生徒は、学校とのつながりがなくなることから、ニーズの把握が困難であり、どのように把握する方法があるか検討する必要がある。	継続	・ニーズ把握が困難なため、どのような形で実施すべきか検討材料が少ない。ニーズ把握の方法について検討するとともに、今後福祉部門とも情報交換を行い、研究を継続する。	教育庁	総務課	
84	3	・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。<No.53再掲>	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業 <No.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	41,100	46,154	6市町の13小学校・18中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象が高校生まで拡大したことを事業実施主体である市町村に対して、周知を図った(高校生の参加実績なし)。	11市町26小学校・30中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象が高校生まで拡大したことを事業実施主体である市町村に対して、周知を図った(高校生の参加実績なし)。	・学方向上に向けた取組を推進したことで、11市町26小学校・30中学校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、平成29年度と比べて、前年度と比べて取組市町村数及び対象学校数共に増加した。 ・平成28年度より、対象を小中学生から高校生へ拡大した。	・平成28年度より、対象を小中学生から高校生まで拡大したが、県内の高校生の参加実績はなかった。 ・高校生を対象とする場合、教科の専門性が高まるため、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保が難しくなる。	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課	
85	4	・不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。<No.22再掲>	①教育相談・就学支援員配置事業 <No.22①再掲>	不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る。	22,341	25,882	県立高等学校13校19課程に配置することができ、生徒824人への支援を行った。	県立高等学校17校19課程に配置することができ、生徒1,171人への支援を行った。	・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、H30の就学支援員を派遣した学校における、カンパセリオン等を実施した生徒は1,171人であった。	・事業の拡大と共に、就学支援員(臨床心理士・社会福祉士等)の有資格者の人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援員配置事業の必要性が高まっており、継続的に事業の拡大を図り取組を充実させ、生徒の支援体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校教育課	
86	5	・高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困対策の情報共有などにより、対策の強化を図ります。	①校内中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策加配校連絡協議会の開催	中途退学対策担当者連絡協議会及び中途退学対策加配校連絡協議会の開催	—	—	校内中途退学対策担当者連絡協議会(60校1回開催)、中途退学対策加配校連絡協議会(1回開催、参加者数15名)を開催した。	校内中途退学対策担当者連絡協議会(60校1回開催)、中途退学対策加配校連絡協議会(1回開催、参加者数15名)を開催した。	・連絡協議会の開催し、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困対策の情報共有により、各学校での中途退学対策に係る体制が強化された。	・各学校によって、抱える課題が違つたためそれぞれに配慮した講演・ワークなどを企画する必要がある。	継続	・中途退学対策担当者連絡協議会については、各学校の企画要望を考慮する。・中途退学対策加配校連絡協議会については、より一層の他校との情報共有を高め各学校の組織改革を図らせる。	教育庁	県立学校教育課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
87	6	・ 中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsoraie等と情報を共有するなど、就学・就労など必要な支援につなげます。<No.25再掲>	①教育相談・就学支援員配置事業<No.22①再掲>	不登校傾向の生徒や中途退学者が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図る	22,341	25,882	県立高等学校13校15課程に配置することができ、生徒824人への支援を行った。	県立高等学校17校19課程に配置することができ、生徒1,171人への支援を行った。	・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、H30の就学支援員を派遣した学校における、カウンセリંગ等を実施した生徒は1,171人であった。	・事業の拡大と共に、就学支援員(臨床心理士・社会福祉士等)の有資格者の人材確保が必要である。	継続	・各学校において、教育相談・就学支援員配置事業の必要性が高まっており、継続的に事業の拡大を図り取組を充実させ、生徒の支援体制の強化を図っていく。	教育庁	県立学校教育課
88	7	・ 高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。	①高等学校等就学支援金支出事業(高等学校学び直し支援金)	保護者全員の合算額が住民税所得割額50万7000円(年収910万円)未満の生徒に対し、県立高校の授業料を実質的に無償とする。	2,008	2,971	県立高校全日制6人、定時制49人、通信制167人に支給した。	県立高校全日制16人、定時制58人、通信制214人に支給した。	・平成29年度は県立高校167名に支給し、就学支援金が終了した後も学び直し支援金を受給することにより授業料が無償となった。平成30年度は県立高校214名に支給し、授業料が無償となった。	・受給資格の認定にあたっては、申請書を提出して認定を受ける必要があるが、制度を理解していないことや、保護者が所得未申告で書類を提出できないことがある。	継続	・就学支援金終了後に学び直し支援金が申請できることから、申請対象者を学校で把握し、今後も継続して生徒への案内を実施することで申請漏れがないように取り組む。	教育庁	教育支援課
				高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行う。	7,912	52,997	通信制高等学校3校及び専修学校高等課程1校に通う生徒80人に支給した。(支給額7,912千円)	全日制高校1校、通信制高等学校3校及び専修学校高等課程1校に通う生徒687人に支給した。(支給額52,997千円)	・平成28年度は、通信制高等学校3校に通う生徒96人に支給した。(支給額6,219千円) ・平成29年度は、通信制高等学校3校及び専修学校高等課程1校に通う生徒80人に支給した。(支給額7,912千円) ・平成30年度は、全日制高校1校、通信制高等学校3校及び専修学校高等課程1校に通う生徒687人に支給した。(支給額52,997千円)	・当該事業の対象となる生徒は、在学期間が長く、授業料にかかる高等学校等就学支援金を受給することができない生徒が主である。これら生徒も家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、継続的に事業に取り組む必要がある。 ・何らかの理由で高等学校等を中途退学したが、再度学び直す意思のある生徒は一定数存在しており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
89	8	・ 高等学校進学後の就学継続を経営的に支援するため、 <u>県立高等学校への居場所設置の拡充に取り組む</u> 。	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(県立高校の居場所づくり運営支援事業)	県立学校内に居場所を設置し、相談員等を配置。面談や相談等により生徒の状況把握を行い、学校と情報を共有しながら学習支援、生活支援、訪問支援、キャリア形成支援等に加え、不登校及び中途退学等を防止することを目的とした就学支援を行う。	10,446	42,554	県立学校(那覇地区1校)内の居場所において、支援を実施したほか、新規設置校の調整を実施した。 ・支援人数(利用者数)延べ4,430名	県立高校内(5校)の居場所において、支援を実施したほか、新規設置校の調整を実施した。 ・5校における支援人数(利用者数)延べ16,430名 実数 1,728名	・多くの生徒が居場所を活用し、不登校や中途退学の未然防止としての機能を果たしている。(学校生活の充実・安定・不登校の未然防止) ・校内居場所において、個別支援に加え、食育イベント、学習支援やキャリア形成支援、学生ボランティアを活用した交流支援等を実施。居場所支援員と教職員の協働支援により、不登校の未然防止等、就学の継続に効果あり。(支援体制の充実)	・職員との連携等や学校の支援制度との協働体制の構築など、継続的に事業に取り組む必要がある。 ・小中学校時に不登校を経験した生徒への支援等、これまでの支援経緯の把握や他機関との連携等の一層の強化等、居場所におけるソーシャルワーク外部機関との連携機能等を確立する必要がある。	拡充	・1校(～H29年度)から10校(H30年度4校追加、H31年度3校追加、F2年度2校追加予定)へ設置校を拡充し、多様な形態の学校内居場所モデルを構築。 ・新規実施校の選定方針を策定の上、同様または喫緊の課題を持つ県立高校について、居場所設置の調整を行う。 ・居場所と学校の協働支援体制構築に係るノウハウの共有等を実施する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
90	9	・ 高校生一人ひとりの基礎的・汎用的能力を育成するため、教員向けの研修会などを実施するとともに、指定校にコーディネーターを配置し、学校における教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組む。	①キャリア教育支援事業	高校卒業時の進路決定率の改善と教員のキャリア教育実践力の向上及び学校現場における実践取組の普及推進を図る。	18,064	10,377	キャリア教育コーディネーターを5校に配置し、学校教育全体に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。配置校のキャリア教育担当者	キャリア教育コーディネーターを2校に配置し、学校教育全体に関わるキャリア教育の実践取組を支援した。配置校のキャリア教育担当者	・キャリア教育コーディネーター配置校2校において、学校現場におけるキャリア教育の実践取組を支援した。また、年度末には研究発表会を開催し、他校への情報発信、共有ができた。 ・キャリア教育を充実させるためには、幼・小・中・高の各校種間の接続(縦のつながり)や学校・産業界・地域・家庭などの多様な主体(横のつながり)で、本県の児童生徒をどのように育成していくかを協議する場が必要である。 ・県立高等学校平成31年3月卒業生の進路決定率が87.3%で、昨年度の85.7%から1.6ポイント向上した。	・学校の学びと将来のつながりを生徒が実感し、学習意欲を高められるように、キャリア教育の視点を踏まえた授業改善を図る必要がある。 ・キャリア教育を充実させるためには、幼・小・中・高の各校種間の接続(縦のつながり)や学校・産業界・地域・家庭などの多様な主体で、沖縄県の児童生徒の実態と新学習指導要領を踏まえて、沖縄県のキャリア教育の目標や方向性等を協議し、方針を示す。	継続	・キャリア教育コーディネーターを2校に配置し、引き続き、学校現場におけるキャリア教育の実践取組を支援する。 ・キャリア教育協力校(コーディネーター配置校)におけるキャリア教育の充実を図るため、キャリア教育先進校視察及びキャリア教育担当者養成研修への派遣を行う。 ・学校・産業界・地域・家庭などの多様な主体で、沖縄県の児童生徒の実態と新学習指導要領を踏まえて、沖縄県のキャリア教育の目標や方向性等を協議し、方針を示す。	教育庁	県立学校教育課
91	10	・ アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支援を行います。	①定時制・通信制の学校における生徒指導	定時制・通信制における学校において、アルバイトを推奨する中から就労観を養い、その他卒業後の就職につなげるようにする。	—	—	生徒に対しキャリア教育の観点から情報提供等の支援を行った。	生徒に対しキャリア教育の観点から情報提供等の支援を行った。	・就労につなげることで労働への姿勢や就学の必要性を学ばせることである。	・これからも継続的に職業観を持たせる生徒支援を行う必要がある。	継続	・アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供し、円滑に就職につなげられるよう支援する。	教育庁	県立学校教育課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
92	11	・ 県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度などを活用し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組みます。	①県外進学大学生支援事業	県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度を創設し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組む。	29,138	47,660	・H28年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集・選考を行った候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25名を奨学生として採用、入学支度金を給付した。	・H28、29年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集・選考を行った候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25名を奨学生として採用、入学支度金を給付した。	・平成28年度以降3年間で、能力があるにもかかわらず経済的に県外進学が困難な高校生等77名を奨学生に採用し、県外難関大学等への進学・修学を支援することができた。	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・今後も継続的に事業に取り組むことで、学生が安心して勉学に専念し、卒業後の自らの実現に近づけるよう、着実に支援を行っていく。また、後進への波及効果を図るため、OBによる講演会等も実施する。 ・給付型奨学金については、平成30年度からは、同所得水準の世帯等を対象とした県出身専門学校生向けの制度が始まっている。また、国においては令和2年度から住民税非課税世帯等を対象とした新たな全国制度が開始される。このことから、各制度のコンセプトを生かして、生徒それぞれの能力や将来設計等に応じた選択肢を十分に提供できるよう、各高等学校等の進路指導部と連携して、各制度の周知広報及び活用に向けていく。	教育庁	教育支援課
93	12	・ 教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ります。	①高等学校等奨学事業	奨学金貸与事業についての情報が必要な生徒に広く伝わるよう周知を図る。	19,561	19,146	県のホームページで、奨学金情報を掲載するとともに、修学支援情報を取りまとめた一覧表を作成し、県立高校及び市町村教育委員会へ配布を行った。	県のホームページで、主な貸与・給付型奨学金情報を掲載するとともに、修学支援情報を取りまとめた一覧表を作成し、県立高校及び市町村教育委員会へ配布を行った。	・平成29年度は2,079人、平成30年度は1,076人に奨学金を貸与した。 ・平成28年度より開始された返還不要の「奨学のための給付金」の実施以後、奨学金貸与者は年々減少傾向にあるが、要件を満たす貸与希望者全員を奨学生として採用することができ、低所得世帯における生徒も修学の継続が可能となった。	・適正な債権管理を行い、奨学金の返還率を向上させる必要がある。	継続	・県ホームページの利活用等により大学等を含めた奨学金情報の提供に努め、必要な生徒に情報が確実に伝わるよう更に取り組んでいく必要がある。	教育庁	教育支援課
94	13	・ 低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組む。	①子育て総合支援モデル事業 <No.64②再掲>	貧困の連鎖の防止を図るため、進路保護世帯等の児童・生徒に対し学習支援を、またその親に対し養育支援等を実施する。	290,474	336,919	・進路保護世帯の小中学生に対し、学習支援を15町村18教室で546人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11教室で306人に実施した。	・進路保護世帯の小中学生に対し、学習支援を15町村19教室で765人に、児童扶養手当等の受給世帯の高校生に対し、11教室で282人に実施した。	・支援児童生徒のうち、中学3年生181名中176名が、高校に合格した(合格率97.2%)ほか、高校3年生182人のうち、173名が大学や専門学校等を受験し、150名が合格した(合格率86.7%)。	・今後も継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・ニーズに合った支援ができるよう各学期、学力ごときめ細かく対応できる環境作りが必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大学等合格率となっているが、一方で、非行や学習習慣の定着が難しい子どももあり、そのフォローに人手が必要となっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。	拡充	・継続して学習支援事業に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者、自治体等の意見を聞くなど、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。 ・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。 ・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
95	14	・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。<No.53再掲>	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業 <No.51①再掲>	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援する。	41,100	46,154	6市町の13小学校・18中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象が高校生まで拡大したことを事業実施主体である市町村に対して、周知を図った(高校生の参加実績なし)。	11市町26小学校・30中学校において地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施。対象が高校生まで拡大したことを事業実施主体である市町村に対して、周知を図った(高校生の参加実績なし)。	・学力向上に向けた取組を推進したこと、11市町26小学校・30中学校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、平成29年度と比べて、前年度と比べて取組市町村数及び対象学校数共に増加した。 ・平成28年度より、対象を小中学生から高校生へ拡大した。	・高校生を対象とする場合、教科の専門性が高まるため、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地域住民)の確保が難しくなる。	継続	・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。	教育庁	生涯学習振興課
96	15	・ 児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出していけるよう、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。<No.65再掲>	①児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実 <No.65①再掲>	養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	30,564	24,998	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	各児童養護施設への措置費に学習指導加算を反映し支弁。入所児童に対して学習支援を行った。	・児童養護施設等入所児童の基礎学力の向上が図られた。	・児童によっては発達障害を抱えている等、様々な背景を持つ者が対象であり、学習意欲の個人差も大きく、指導方法に配慮が必要である。	継続	・引き続き入所児童に対する学習指導を促進していく。児童一人一人へのきめ細やかな学習支援を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
97	16	・ 児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣を身につけることができるよう推進します。<No.75再掲>	①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 <No.37②再掲>	社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施推進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。	6,000	5,267	児童養護施設1施設において地域小規模児童養護施設を開設。	児童養護施設2施設において地域小規模児童養護施設を開設に繋がった。もう1施設においては地域小規模児童養護施設の移転に伴い実施しており、施設環境改善に繋がった。	・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で育てることができるようになった。	・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まること想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。	継続	・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
98	17	・児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。<No.76再掲>	①職業指導員による自立に向けた支援<No.76①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,908	15,015	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	継続して職業指導員による支援を推進する。また、就職後のアフターケアの仕組みも検討していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
99	18	生活の支援 ・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、退所児童へのアフターケアとして就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充します。<No.77再掲>	①職業指導員による自立に向けた支援<No.76①再掲>	児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。	14,908	15,015	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	継続して児童養護施設3施設において職業指導員を配置した。	・職業指導員が入所児童に対し適切な指導を行うことで、施設退所後の生活に係る不安軽減が図られた。	・職業指導員の支援を受け就職したものの、環境に馴染めずすぐに離職してしまうケースもみられる。	継続	以下の事から施策的に職業指導員の配置を検討し、要件を満たし必要性があると判断した場合、配置していく。 ・退所者へのアフターケアの統一強化。 ・退所後の動向を調査・分析した上で、今後退所する児童や在所児童への必要な支援を実施。 ・施設間が連携し横断的な支援を退所者に実施するため、社会的自立支援事業の支援コーディネーターを活用し連携を図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
100	19	・専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します<No.69再掲>	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)<No.69①再掲>	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子供(中卒無職少年、不登校、引きこもり等)に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。	-	-	-	-	-	-	新規	通常の子供の居場所では対応困難な子供の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所を設置し、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
101	20	・市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)<No.11①再掲>	市町村が行う若年妊産婦の居場所の運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	-	-	-	-	-	-	新規	若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
102	21	就労支援 ・高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、宿泊研修、外部講師による実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上を図ります。	①就職活動キックオフ事業	県立高校生に対し、早期の就職内定獲得と早期離職の防止を図るために、県立高等学校に50名の就職支援員の配置、就職希望者に対するの宿泊研修、全県立高校の就職指導担当者に対するの研修等を実施する。	159,466	159,729	・就職希望者対象宿泊研修を実施した。参加者は231名であった。 ・就職指導担当者向け実務研修を実施した。参加者は123名の参加があった。 ・就職支援員を県立高校に50名配置した。	・就職希望者対象宿泊研修を実施した。参加者は233名であった。 ・就職指導担当者向け実務研修を実施した。参加者は126名の参加があった。 ・就職支援員を県立高校に50名配置した。	・就職希望生徒の宿泊研修について240名の定員に対し、33校233名の参加があり、就職内定に向けた取組ができた。 ・全県立高校の就職指導担当者への研修については、担当教諭及び就職支援員126名が参加し、就職支援に係るスキルアップを図ることが出来た。 ・就職内定率は過去最高の97.7%	・就職内定率や離職率は改善傾向にあるが、依然、全国と差がある。就職希望者の応募先の決定や応募書類の早期提出にむけ、生徒の意識向上、職員の就職指導スキルアップを図るとともに、各学校におけるキャリア教育を充実させ、職業観・勤労観の育成を強化する必要がある。	継続	・先進的な学校の取組を、就職担当者連絡協議会等の研修を通じて情報の共有を図る。 ・就職活動の早期化に向け、就職先への応募書類の受付開始日(8月30日)に提出できるよう周知を図る。 ・早期離職防止のため、校内外における内定者向けの研修を継続して支援していく。 ・学校全体でキャリア教育を推進し、望ましい職業観・勤労観の育成を図る。	教育庁	県立学校教育課
103	22	・ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。	①母子家庭等自立促進事業(就労支援)	母子家庭、父子家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等を対象に、就業支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付等を実施する。	95,439	113,049	就業相談件数は、245件であり、うち80名が就業している。また、就業支援講習会は7回開催され、修了者127名がスキルアップに繋がった。高校生には、保護者等を通じて周知を図った。	就業相談件数は、171件であり、うち49名が就業している。また、就業支援講習会は6回開催され、修了者112名がスキルアップに繋がった。高校生には、保護者等を通じて周知を図った。	・就業支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や母子家庭等自立支援給付金の給付等により、ひとり親家庭等の自立を支援した。	・多様化するひとり親家庭への支援のニーズに対応するため、相談員の質の向上が求められる。	継続	・相談員への研修事業の充実を図り、相談員の質の向上を促進する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
104	23	・高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。	①高等学校等就学支援金等支出事業	保護者全員の合算額が住民税所得割額50万7000円(年収910万円)未満の生徒に対し、県立高校の授業料を実質的に無償とする。	4,541,223	4,474,841	県立高校全日制延べ455,365人(月平均37,947人)、定時制延べ10,270人(月平均855人)、通信制延べ5,625人(月平均468人)に支給した。	県立高校全日制延べ450,995人(月平均37,583人)、定時制延べ12,158人(月平均1,013人)、通信制延べ6,442人(月平均537人)に支給した。	・平成28年度は県立高校で延べ471,407人(月平均39,284人)、平成29年度は471,260人(月平均39,272人)、平成30年度は469,595人(月平均39,133人)の生徒に対して支給。約9割の生徒の授業料が実質無償となった。	・受給資格の認定にあたっては、申請書を提出して認定を受ける必要があるが、制度を理解していないことや、保護者が所得未申告で書類を提出できないことがある。	継続	・制度周知については、高校入学予定の中学3年生向けにチラシを全中学校へ配布しているが、継続して実施し、申請漏れがないよう周知を図る。 ・平成31年度よりマイナンバーに対応した手続きにより課税証明書の提出が不要となり、申請が容易となる。	教育庁	教育支援課
				支給対象校の対象生徒に対して、就学支援金を支給し、就学にかかる学費負担を軽減する。	1,340,069	1,938,686	私立の高等学校等(全日制4校、通信制4校、専修学校5校、各種学校1校)の生徒、8,123人に支給した。	私立の高等学校等(全日制4校、通信制4校、専修学校5校、各種学校1校)の生徒、14,475人に支給した。	・支給対象校の生徒に対して、就学支援金(所得に応じて生徒1人あたり年間118,800～297,000円)を支給し、就学に係る学費負担の軽減を図った。	・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう就学支援金を給付し、経済的負担軽減を図るため、継続的に事業に取り組む必要がある。 ・就学支援金受給者のうち、生活保護世帯・住民税所得割額非課税世帯の割合は、平成28年度で25.9%、平成29年度で27.3%、平成30年度で26.5%である。 ・私立の高等学校等に進学する生徒数の増とともに同世帯の生徒も増えており、当該事業を含む就学支援の制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、就学支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)			
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度							
105	24	・授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」により、低所得世帯を支援します。	①高等学校等奨学のための給付金事業	低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担軽減を目的に「奨学のための給付金」を支給する。	1,254,326	1,208,968	13,360人に支給を行った。 [内訳] ①生活保護受給世帯647人 ②非課税世帯(第1子)8,096人 ③非課税世帯(第2子以降)4,617人	12,527人に支給を行った。 [内訳] ①生活保護受給世帯648人 ②非課税世帯(第1子)7,588人 ③非課税世帯(第2子以降)4,291人	・教材費や教科書費など授業料以外の教育費負担が軽減されるよう、平成28年度は14,188人、平成29年度は13,360人、平成30年度は12,527人に奨学のための給付金を支給した。 ・また更なる支援強化のため、非課税世帯(全日制等・第1子)の給付額を、段階的に増額している(平成28年度59,500円、平成29年度75,900円、平成30年度80,800円、令和元年度82,700円)。 ・この取組により、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられる環境の整備につながった。	・申請漏れがないよう、周知の徹底や個別の呼びかけなど、継続的な取組が必要である。 ・低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る必要がある。	継続	・各高等学校等と連携し、制度の周知を徹底していくとともに、中学校段階での周知も引き続き行うことで、制度の理解が深まるよう取り組む。	教育庁	教育支援課	
				低所得世帯の高校生等の教科書費等を給付し、授業料以外の教育費を支援する。	61,242	66,130	申請者967人(私立の高等学校等に通う生徒の保護者で県内に在住する者)のうち、853人に支給した。	申請者947人(私立の高等学校等に通う生徒の保護者で県内に在住する者)のうち、931人に支給した。	・支給対象の世帯保護者に対して、給付金(世帯区分等に応じ一世帯あたり年間38,100~138,000円)を支給し、授業料以外の教育費負担軽減を図った。	・当該事業の対象者は、私立高等学校等に通う生徒の保護者のうち、県内に在住し、生活保護受給者または市町村民税所得割額非課税の者である。授業料以外の教育費(文具代、教科書代等)を支援し、負担軽減及び学習機会の確保を図るため、継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・沖縄県外の私立高等学校に通う生徒の保護者も対象となるため、募集は全都道府県に対し行う。申請漏れ、受給漏れが発生しないよう、当該給付金制度の周知に今後とも力を入れる必要がある。	継続	・継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、当該給付金制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課	
106	25	・生活保護世帯の高校生の大学等への進学費用に充てられる就労収入について、特例的に取り扱うことで、大学等への進学を支援します。	①生活保護制度	生活保護世帯の高校生のアルバイト等の収入のうち、就労に資する資格を取得することができる専修学校や大学等の入学金等に充てられる場合は、一定の条件下、これを収入として認定しないことができる。	11,265	12,398	県内の各福祉事務所においては高校生の就労収入について、自立計画書等により用途を確認し、収入認定除外を行った。	県内の各福祉事務所においては高校生の就労収入について、自立計画書等により用途を確認し、収入認定除外を行った。	・子どもの貧困の解消に資する大学等への進学を推進する観点から、福祉事務所でアルバイトを行っている高校生に対しては、学業に影響するほどの長時間の就労は避けよう助言するとともに、収入の用途を聞き取り、これが資格の取得、進学等を目的とする場合は収入認定除外を行っている。	・生活保護世帯の子どもは、生活保護制度の収入認定制度の理解が十分でない場合があり、これが収入の未申告となり返還となる例が生じている。 ・高校生がいる世帯に対しては、アルバイト収入を進学等の自立助長の目的に活用する場合は収入認定しない制度であることを説明するとともに、子の就労収入も漏れなく申告を行うことについて家庭訪問の際などに説明するよう、福祉事務所に対し助言、指導を行っていく。	継続	・学業に影響がでない程度に行うアルバイトの収入は、これを収入認定しないことにより世帯の自立に繋がることから、受給世帯に対して丁寧に制度の趣旨を説明し、適切な収入申告を促していく。	子ども生活福祉部	保護・支援課	
107	26	・中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組めます。<No.81再掲>	①中高生通学実態調査事業 <No.81①再掲>	中高生の通学費に対する支援に向け、各種調査を行い具体的な制度の検討を行う。	—	—	—	—	—	—	新規	・現在、通学実態調査を行っているところであり、調査の結果を踏まえ、具体的な制度設計の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めていきたい。	教育庁	教育支援課	
			②ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業	ひとり親家庭の高校生等を対象にバス通学費の負担軽減を図るとともに、事業効果の検証を行う。	—	30,827	—	—	平成30年10月から事業を開始し、高校生655名に対してバス通学費の負担軽減を行うとともに、保護者・高校生に対して事前・事後の調査を実施し、事業効果を検証した。	実証事業の結果、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの教育環境の充実において一定の効果があったことから、平成31年度も継続して実証事業を行う。	継続	・事業検証結果から得られた課題を踏まえ、関係部局と連携しながら今後の事業のあり方を検討する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
108	27	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。<No.80再掲>	①母子家庭等医療費助成事業 <No.42①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	355,544	319,505	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・母給付方法について、実施主体である市町村の意見等を把握するとともに、他の医療費助成制度(こども医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業)との比較を行い課題の整理を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	
(4) 支援を必要とする若者															
109	1	・支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども若者みらい相談プラザsorae、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行います。	①地域子ども・若者社会適応促進事業	不登校、ニート・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者(10歳から39歳までの)の社会的自立の支援を目的として、地域若者サポートステーションでのコミュニケーションや基礎生活の訓練を通して、社会適応への支援を行っている。	7,500	7,451	地域若者サポートステーションにおいて、社会適応プログラム(延べ5,711人参加)、家族支援(延べ221人参加)、訪問・送迎支援(延べ541人支援)、心理カウンセリング相談(延べ195人支援)などの支援を行った。	地域若者サポートステーションにおいて、社会適応プログラム(延べ4,560人参加)、家族支援(延べ156人参加)、訪問・送迎支援(延べ580人支援)、心理カウンセリング相談(延べ173人支援)などの支援を行った。	不登校・ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して社会適応プログラムや訪問・送迎支援などを実施することにより、就職や復学、進学に繋がった。	・不登校生徒や進路未決定者、高校中退者などの情報を学校側と共有し、教育機関と支援機関との切りのない支援につなげていく必要がある。 ・支援対象者が複雑な環境の中にあるケースも多く、他の支援機関との情報共有が重要である。 ・学校や民生委員など地域社会で活動している支援者とのパイプを作り、中学卒業後に無業状態となる若者をサポートの支援へとつなげられるようにする必要がある。	継続	・ひきこもり状態の子どもや若者本人が心理的な要因等によりサステイナブルにアウトプットが困難な場合などに対応するため、訪問支援(アウトリーチ)を充実させる。また、必要に応じて新たな社会適応プログラム(職場体験、職場訪問等)を検討していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
		支援	②子ども・若者総合相談センター事業	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立を支援するため、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関等の紹介、その他必要な情報の提供及び助言を行う「沖縄県子ども・若者総合相談センター」を運営する。	43,461	42,638	平成29年度の新規相談件数(実数)は、785件となっており、平成28年度から平成29年度に引継いだ相談件数(実数)は、378件となっている。	平成29年度の新規相談件数(実数)は、860件となっており、平成29年度から平成30年度に引継いだ相談件数(実数)は、467件となっている。	・沖縄県子ども・若者総合相談センター(sorae)において、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、地域の関係機関を連携を図ることで、就労や就労、メンタルヘルスの改善など自立に向けて一定の成果に繋がった。	・子ども・若者総合相談センターへの相談対応延べ件数は年々増加傾向にあり、加えて複数の問題や課題を抱えているケースが増えていることから、地域の関係機関との連携強化やネットワークの構築が必要である。 ・子ども・若者総合相談センターに寄せられる相談内容を通してニーズを分析するとともに、当センターから遠隔の市町村に在住する子ども・若者の支援を強化する必要がある。 ・市町村単位での連携づくりに向けた子ども・若者支援地域協議会の立ち上げ支援が必要である。	継続	・相談内容で最も多いのが「不登校状態・傾向」であることから、教育機関での「ミミ相談会」の開催や各教育事務所との研修会等における当センターの紹介など、教育機関との連携・強化を図る。 ・単一機関による対応困難ケースの連携対応などについて事例検討を行う。 ・北部、宮古、八重山圏域におけるアウトリーチ(訪問型)支援を検討する。 ・「沖縄県子ども・若者支援機関マップ」も活用しながら、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
110	2	・地域団体やNPOなど地域資源を活用し、支援を必要とする若者の居場所づくりを推進します。	①子ども・若者育成支援事業(NPO団体等補助)<No.73①再掲>	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。	9,807	11,593	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う6団体に対し、助成した。	困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う6団体に対し、助成した。	・困難を抱えた子ども・若者の支援活動を行う6団体に助成し、相談、居場所、活動プログラム及び訪問支援を延べ8,513人に行った。	・支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、助成した団体の活動拠点に地域的な偏りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に向けて取り組む必要がある。	継続	・引き続き支援団体や関係機関と連携も連携し、全県的な支援体制の構築に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
111	3	・専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します<No.69再掲>	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)<No.69①再掲>	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子供(中卒無職少年、不登校、引きこもり等)に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。	—	—	—	—	—	—	新規	通常の子供の居場所では対応困難な子供の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所を設置し、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
112	4	・市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。<No.101再掲>	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)<No.11①再掲>	市町村が行う若年妊産婦の居場所の運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	—	—	—	—	—	—	新規	若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
113	5	・子ども若者みらい相談プラザsoraeを拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進します。	①子ども・若者総合相談センター事業<No.109②再掲>	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立を支援するため、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関等の紹介、その他必要な情報の提供及び助言を行う「沖縄県子ども・若者総合相談センター」を運営する。	43,461	42,638	平成29年度の新規相談件数(実数)は、785件となっており、平成28年度から平成29年度に引継いだ相談件数(実数)は、378件となっている。	平成29年度の新規相談件数(実数)は、860件となっており、平成29年度から平成30年度に引継いだ相談件数(実数)は、467件となっている。	・沖縄県子ども・若者総合相談センター(sorae)において、子ども・若者及びその家族等からの相談に応じ、地域の関係機関を連携を図ることで、就労や就労、メンタルヘルスの改善など自立に向けて一定の成果に繋がった。	・子ども・若者総合相談センターへの相談対応延べ件数は年々増加傾向にあり、加えて複数の問題や課題を抱えているケースが増えていることから、地域の関係機関との連携強化やネットワークの構築が必要である。 ・子ども・若者総合相談センターに寄せられる相談内容を通してニーズを分析するとともに、当センターから遠隔の市町村に在住する子ども・若者の支援を強化する必要がある。 ・市町村単位での連携づくりに向けた子ども・若者支援地域協議会の立ち上げ支援が必要である。	継続	・相談内容で最も多いのが「不登校状態・傾向」であることから、教育機関での「ミミ相談会」の開催や各教育事務所との研修会等における当センターの紹介など、教育機関との連携・強化を図る。 ・単一機関による対応困難ケースの連携対応などについて事例検討を行う。 ・北部、宮古、八重山圏域におけるアウトリーチ(訪問型)支援を検討する。 ・「沖縄県子ども・若者支援機関マップ」も活用しながら、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
114	6	・ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を推進します。	①ひきこもり対策推進事業	ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援等を行うことにより、本人の自立を推進します。	8,997	16,973	ひきこもり専門支援センターにおいて、関係機関で構成する連絡協議会を本島、離島合わせて3回開催した。参加機関44人、宮古が16機関22人、八重山が14機関34人であった。 ・相談実績は、2,018件(電話相談:1,610件、面談による相談:271件、メール・文書:105件、同行支援:20件、家庭訪問12件)であった。 ・ひきこもり者の家族や支援団体等に対し経済的な問題を考える機会とするため、民間団体に委託し、フィナンシャルプランナーによる講演会を行い、228名の参加者(北部:51名、南部:150名、八重山:27名)があった。	ひきこもり専門支援センターにおいて、関係機関で構成する連絡協議会を本島、離島合わせて3回開催した。参加機関44人、宮古が16機関22人、八重山が14機関34人であった。 ・相談実績は、2,018件(電話相談:1,610件、面談による相談:271件、メール・文書:105件、同行支援:20件、家庭訪問12件)であった。 ・ひきこもり者の家族や支援団体等に対し経済的な問題を考える機会とするため、民間団体に委託し、フィナンシャルプランナーによる講演会を行い、228名の参加者(北部:51名、南部:150名、八重山:27名)があった。	・継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・当該事業の目的を確認するとともに、相談事例ごとにより各関連機関の役割を整理し、繋ぎ等の対応をよりできる体制づくりが必要である。 ・相談件数の増加等により、現状の非常勤3名での対応が困難となっているため、今後事業を継続していくために各関連機関との調整等が必要である。 ・ひきこもり状態にある者やその家族の方の悩みには、経済面の不安が大きいため、解決するために必要な情報の普及・啓発等が必要である。 ・ひきこもり状態にある者や家族の高齢化が問題となっている。	継続	・継続して、ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひきこもり専門支援センターにおいて、①相談支援、訪問支援、②関係機関職員を対象とした研修の実施、③関係機関で構成する連絡協議会の実施、④ひきこもりに関する普及啓発(情報発信)に取り組むとともに、ひきこもり専門支援センターから本庁への意見等を参考に、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。	保健医療部	地域保健課	
115	7	生活の支援 ・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学、または就職した者等の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び資格取得費用の貸付を行います。	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対して、沖縄県社会福祉協議会を通して自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援し、子どもたちの自立支援の強化を図る。	2,169	2,373	新規貸付数34件、H28からの継続8件であった。 【内訳】 【新規】生活支援費14件、家賃支援費6件、資格取得支援費10件 【継続】生活支援費5件、家賃支援費3件	新規貸付数27件、H28からの継続18件であった。 【内訳】 【新規】生活支援費14件、家賃支援費8件、資格取得支援費5件 【継続】生活支援費12件、家賃支援費6件	・これまで(51名の施設入所者又は退所者等)に対し、生活費や家賃費、資格取得資金を貸し付け、自立を支援してきた。	・民間等にも同様な支援制度があることから、当該制度の利用者が当初の想定よりも少ない。	継続	・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行っている。また、当該制度について周知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
116	8	・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、進学後も学業に専念できるよう寄り添い支援を行います。	①子どもに寄り添う給付型奨学金事業(沖縄子ども未来県民会議事業)	児童養護施設退所児童等に対し、大学等進学に伴う入学金及び授業料を全額給付する。	13,502 (県民会議予算)	20,484 (県民会議予算)	応募者18名全員を給付対象として決定し、平成28年度奨学生と併せて、奨学金を給付した。	応募者13名全員を給付対象として決定し、平成28年度、29年度奨学生と併せて、奨学金を給付した。	・児童養護施設退所者の大学等進学率が、H27年度の27.8%からH29年度は55.0%となり、27.2ポイント向上した。 ・大学等進学に伴う経済的不安が解消されたことで、学習意欲のある児童が、大学等への進学希望の夢を実現することができた。	・1人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不安定。 ・児童養護施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況把握や相談支援等のさらなる充実が必要。	継続	・給付対象者への継続支援 ・児童養護施設等退所者の大学等進学率の引き上げ。 ・長期的な事業運営のため、奨学金給付に係る経費の正確な把握方法を検証する。 ・児童養護施設等出身であることによる経験の不足・欠乏から派生する学生の情報不足や悩み事の把握、及び支援機関への案内の強化。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
117	9	・児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパートを賃借することができるよう、身元保証人の確保を図ります。	①身元保証人確保対策事業	児童養護施設入所児童等が就職や進学、アパート賃借をする際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保証を全国社会福祉協議会に担わせることにより、保証人の負担を軽減し、保証人を引き受けやすくする。	67	79	平成29年度は6名の退所者に保証を実施。	平成30年度は5名の退所者に保証を実施。	・施設長等が保証人を引き受ける場合のリスクが軽減し、円滑な身元保証人の確保に繋がった。	・当該制度による身元保証の期間が原則最長3年と限られていることが課題である。	継続	・対象となる児童の社会的自立を促進するため、継続して事業を実施していき身元保証人の確保に努めるとともに、制度の活用が進むよう児童養護施設等に対し周知を図る。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
118	10	・児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等で構成する団体の活動支援や、18歳以上で継続した支援が必要と認められる児童に対する措置延長の実施、その他退所児童が必要な時に必要な社会資源を活用できるよう、相談体制の充実を図ります。	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業<No.115①再掲>	児童養護施設退所者等に対して、沖縄県社会福祉協議会を通して自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援し、子どもたちの自立支援の強化を図る。	2,169	2,373	新規貸付数34件、H28からの継続8件であった。 【内訳】 (新規)生活支援費14件、家賃支援費6件、資格取得支援費10件 (継続)生活支援費5件、家賃支援費5件	新規貸付数27件、H28からの継続18件であった。 【内訳】 (新規)生活支援費14件、家賃支援費8件、資格取得支援費5件 (継続)生活支援費12件、家賃支援費6件	・これまでに51名の施設入所者又は退所者等に対し、生活費や家賃費、資格取得資金を貸し付け、自立を支援してきた。	・民間等にも同様な支援制度があることから、当該制度の利用者が当初の想定よりも少ない。	継続	・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行っていく。また、当該制度について周知を図り、利用者の増加に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
119	11	・自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設の退所児童等のアフターケアを推進します。	①児童自立生活援助事業	児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、親親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設や児童自立生活援助施設等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(児童自立生活援助)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。	32,825	36,608	県内2カ所の自立援助ホーム、島添ホーム及び子どもシェルターに対し措置費を支払って運営を支援。	県内2カ所の自立援助ホーム、島添ホーム及び子どもシェルターに対し措置費を支払って運営を支援。	・自立援助ホームである島添ホーム及び子どもシェルターにおいて、在所者に対して相談、その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を実施した。	・島添ホームが女性専用で就労者向け、子どもシェルターが女性専用で短期滞在型であることから利用者が限定される。 ・今後、男性専用や就学者向けの自立援助ホームの設置を検討する必要がある。	継続	・島添ホーム、子どもシェルター在所者への支援を実施するため、運営を引き続き実施し、また、需要等を把握した上で、男性専用や就学者向けの自立援助ホームの設置を検討する。 ・自立援助ホームの設立にあたっては、社会福祉法人等への実施意向調査や児童相談所等への需要調査を踏まえ検討していく必要がある。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
120	12	・沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援します。	①若年者総合雇用支援事業	本県若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生から概ね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通じ、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施する。	84,417	81,188	個別相談や出張相談、電話やメールによるカウンセリングのほか、センター内での就職支援セミナーを107回、企業向けセミナーを3回、保護者向けセミナー1回、県外就職向けセミナーを2回、業界研究セミナーを3回、バスツアーを1回、低年次向け講演を2回実施したほか、ガイダンスや各種出張セミナー等を開催した。	個別相談や出張相談、電話やメールでのカウンセリングのほか、センター内での就職支援セミナーを125回、企業向けセミナーを3回、保護者向けセミナーを1回、低年次向け講演を1回実施したほか、ガイダンスや各種セミナーを開催し、新規高卒者向け合同企業説明会を2日間にわたり開催した。	・沖縄県キャリアセンター内にキャリアコーチを10名配置し、就職相談(延べ3,225名)や就職セミナー(125回、1,137名)を開催する他、講演会、ガイダンス、その他各種セミナー(合わせて212回)や新規高卒者向け合同企業説明会(3,222名)の開催など、積極的な事業の展開により、キャリアセンターの設置目的である、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施することができた。	・県内企業の採用情報を発信する「おきなわ企業ナビ」について、登録された企業情報の更新率が低下している。 ・県内の雇用情勢が改善していることもあり、相談者が減少している。	継続	・沖縄県内の中小企業の魅力発信支援として運営している「おきなわ企業ナビ」のマッチング効果を高めるため、企業情報の更新を促すような、企業側へのメール配信や働きかけを強化する。 ・グッドジョブセンター内の機関のみならず、県立図書館などカーナ人居機間とも連携を強化することにより、若年者の利用増を図る。	商工労働部	雇用政策課
121	13	・若年者の早期就職を促進し、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、基礎的なビジネスマナー等の研修や企業での職場訓練等を実施します。	①若年者ジョブトレーニング事業	40歳未満の若年求職者を対象に座学研修と短期雇用による企業での職場研修を実施し就職支援、定着支援を行う	114,281	83,116	座学研修(1ヶ月)と短期雇用による企業でのOJT研修(3ヶ月)を組み合わせた職場訓練を8期実施し、116名が職場訓練を行った	座学研修(1ヶ月)と短期雇用による企業でのOJT研修(3ヶ月)を組み合わせた職場訓練を7期実施し、67名が職場訓練を行った	・平成28年度、40歳未満の若年者を対象に、143名に座学研修を行い、125名の就職に繋がった。 ・平成29年度は118名に座学研修を行い、102名の就職に繋がった。 ・平成30年度は69名に座学研修を行い、58名の就職に繋がった。	・沖縄県内の雇用情勢は改善しているものの、依然として県内若年者の完全失業率、新規卒者の離職率は全国に比べて高い水準である。	継続	・雇用情勢の改善に伴い、訓練希望者数は減少傾向にあり、訓練生の掘り起こしのため、関係機関へのポスター、チラシ等の配布など効果的な周知を検討している。県内でも特に失業率の高い中部地区において訓練を開始し、訓練応募数増加を図る。	商工労働部	雇用政策課

就労支援

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
122	14	・若年無業者で就労支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。	①若年無業者職業基礎訓練事業	若年無業者で就労支援が必要な者に対し、職業的自立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施する。	28,357	25,395	NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を8コース開講し、72名に訓練を実施した。	NPO法人、専修学校等の民間教育機関等を活用し、基礎的な職業訓練を8コース開講し、67名に訓練を実施した。	【平成29年度】 ・訓練受講72名の内、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し無業者状態から65名が改善した。(改善率90.3%) 【平成30年度】 ・訓練受講67名の内、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し無業者状態から57名が改善した。(改善率85.1%:R1.5月末時点)	・若年無業者のニーズに対応するため、訓練受託先の開拓や多様な訓練コースの設定をしていく必要がある。 ・若年無業者の訓練受講機会を確保するために、サポートステーションと連携し、訓練時期や場所、訓練生の定員を考慮した訓練コースを設定する。 ・訓練受講者の退校者を出さないように訓練期間中のメンタル面のケアが必要になる。	継続	・早期に訓練受託先の公募を実施して、多様な訓練時期の設定を行うことで訓練回数と訓練生の確保に努める。 ・若年無業者を就業等に導くため、就労に必要な基礎的な座学や企業実習訓練を実施するとともに、ニーズに合ったカリキュラムの検討や実習企業の開拓を行うため、関係機関との調整に努める。 ・訓練受講者は、メンタル、体調面等で何らかの克服すべき課題を抱えており、事前にサポートステーションと訓練受託者間で受講生に関する情報連携を行い、サポート体制の調整を図る。 ・訓練生の選定時に就業意識レベルの見極めを行い、訓練生間のレベルの差をなくし訓練生がストレスを感じることをなく円滑な受講環境を構築するように努める。	商工労働部	労働政策課
123	15	・中卒無職少年の就労について、市町村や商工会などで就労を支援する体制や、地域の経済界の協力を得ながら雇用を促進する仕組みを構築します。	①沖繩子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)<No.69①再掲>	通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子供(中卒無職少年、不登校、引きこもり等)に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。	—	—	関係各課との意見交換会を2回開催した。	—	—	—	新規	通常の子供の居場所では対応困難な子供の孤立を防ぐため、拠点型の居場所を設置し、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
3 保護者への支援														
(1)保護者への支援														
124	1	・ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖繩振興開発金融公庫による金融面での支援を促進します。	①市町村説明会における制度周知等	市町村説明会において市町村職員及び県福祉事務所の職員に対し制度の説明等を行い、周知を図る。	—	—	市町村説明会において制度の説明を行い、普及啓発を行った。	各種会議において、制度の周知を行った。	・市町村説明会において制度を周知したことにより、市町村窓口においても周知され、対象者に情報が広く行き渡った。	・制度が十分に活用されていないことから、制度内容をより広く周知する必要がある。	継続	・その他効果的な周知方法を検討する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
125	2	・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた包括的な支援を行うとともに、家計改善等の支援を実施します。	①生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援プランを作成し、様々な支援を一体的かつ計画的に行う。	86,545	87,474	県内5箇所で行った生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口を運営した。	県内5箇所で行った生活と就労に関するワンストップ型の相談窓口を運営した。	・生活困窮者がいつでも生活全般に渡る相談ができるよう、県内5箇所相談窓口を設置している。来所相談や出張相談等による、平成29年度の新規相談受付件数は191件、平成30年度の新規相談受付件数は766件だった。生活困窮者の方々が、相談を通じて、既存の福祉サービスや本事業による就労や家計に関する支援に繋がったことで、自立支援が図られた。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	保護・援護課
			②生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業)	家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行う(貸付のあせん等を含む)。	18,985	18,468	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は83件だった。	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は116件だった。	・平成29年度の事業利用者83人のうち、自身で家計の現状が把握できるようになった者は22人、家計管理の重要性を認識するようになった者は15人だった。また、平成30年度の事業利用者83人のうち、自身で家計の現状が把握できるようになった者は30人、家計管理の重要性を認識するようになった者は22人だった。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	保護・援護課
126	3	・生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。	①生活保護制度	生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、ホームページを活用し、制度の周知や窓口の案内を行う。	—	—	県内の各福祉事務所においては、ホームページを活用して、生活保護の制度や窓口の案内を行った。 また、生活困窮者に対する相談で、要保護者と思われる方々に福祉事務所を案内した。	県内の各福祉事務所においては、ホームページを活用して、生活保護の制度や窓口の案内を行った。 また、生活困窮者に対する相談で、要保護者と思われる方々に福祉事務所を案内した。	・各福祉事務所では、ホームページで生活保護の相談や申請窓口の案内、制度の仕組みなどについて広く周知を行っている。 ・また、福祉事務所では、常時、生活保護に関する相談を受け付けており、その中で生活保護法の趣旨や制度の仕組みについて説明し、申請意欲がある方には速やかに申請書を交付している。	・最後のセーフティネットという生活保護の趣旨に則った周知のあり方を検討する。	継続	・ホームページを活用した周知については、高校生のアルバイト収入を収入認定しないこととする場合があることや、大学等への就学支援の取組など、制度のより詳細な説明を盛り込むよう、各福祉事務所を促していく。 ホームページ以外の周知については、最後のセーフティネットという生活保護の趣旨に則り、そのあり方を検討していく。	子ども生活福祉部	保護・援護課
127	4	・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。	①女性健康支援センター事業	生涯を通じた女性の健康の保持増進を目的に、妊娠・出産等女性固有の機能や様々な悩みに対応するため、女性健康支援センターを設置し、専門家による電話相談等を行う。 また、安全な妊娠・出産の知識普及を目的に、養護教諭等を対象に「高校生から始めるライフプラン」研修を開催する。	2,380	2,460	週5日電話及び面接相談を実施、広報カードを教育・県警関係等に配付し連携強化を図った。また、思春期性教育講演会を開催し理解促進に務めた。	週5日電話及び面接相談を実施、広報カードを教育・県警関係等に配付し連携強化を図った。また、思春期性教育講演会を開催し理解促進に務めた。	・同センターを設置し、電話及び面接相談を行ったことにより、思春期から更年期に至る幅広い年代の女性の悩みや、不安に対応することができた。 ・加えて、教職者や保健関係者を対象に思春期保健研修会を開催したことで、従来の性教育から一歩進み、高校生の段階から性や妊娠、出産に関する正しい知識を提供し、それを踏まえた自分の人生設計について考える必要性について認識してもらうことができた。	・女性健康支援センターには、産後の母体ケアや、育児・授乳に関する相談が多いため、相談内容や傾向について市町村や産科医療機関に積極的に情報提供し、母子保健の充実を図る必要がある。 ・10代の妊娠、出産に関する電話相談は増加していることから、養子縁組や里親に関する事等、福祉関係との情報交換や密な連携が必要である。 ・妊娠に悩む女性の年齢は幅広いことから、妊娠に悩む女性の年齢は幅広いことから、各年代に対応した女性健康センターの効果的な周知方法、広報媒体等の検討が必要。	継続	・妊娠に悩む女性や、女性特有の心身の悩みを抱える女性がいつでも相談できるよう、女性健康支援センターのチラシを教育機関、市町村、医療機関、薬局へ配布するほか、他の女性関連事業とも連携して積極的に周知広報を行う。 ・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健関係者へ妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供し、周知普及を図る。	保健医療部	地域保健課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
			②「安全な妊娠の勧め」健康教育事業	安全な妊娠・出産の知識普及を目的に、養護教諭等を対象に「高校生から始めるライフプラン」研修を開催する。	574	405	市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。妊娠適齢期等の普及開発を目的に、養護教諭等の母子保健支援者を対象とした研修会を開催した。	市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。妊娠適齢期等の普及開発を目的に、養護教諭等の母子保健支援者を対象とした研修会を開催した。	・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健支援者を対象とした研修会にて、妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供することができたほか、市町村や学校へ妊娠適齢期普及リーフレットを配布した。	・出産の高齢化等の抑制と、子どもを望む者が将来安全な妊娠・出産を迎えることができるよう、10代から正しい情報や知識を取得し、自分のライフプランを設計させる必要がある。	継続	・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健関係者へ妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供し、周知普及を図る。	保健医療課	地域保健課
128	5	・全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるように支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。<No.4再掲>	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(妊娠期からのつながる仕組み調査検討事業)<No.4①再掲>	母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、調査検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿を骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施する。	11,902	7,396	調査検討委員会を3回、専門部会を2部会計9回開催し、センターでの具体的取り組み事業について、市町村と医療機関との連携や妊婦の状況把握方法を検討した。また、市町村と産科医療機関向けに3回研修会を実施した。	・検討委員会を1回、行政説明会、研修会を地域毎(北、中、南、宮、八)を11回開催した。 ・人材育成部会を3回開催し、市町村、保健所、県関係機関の関係機関に沿った人材育成のあり方を検討した。	・センターの目指すべき姿を示す骨子の説明及び産産期メンタルヘルス研修会「母子保健コーディネーター養成研修」等の講演・研修会を実施し、延べ732名が参加し、市町村のセンター設置への意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、5市町村となった。	・センターの設置に向け、市町村毎に予算や、人材育成にかかる支援を行う必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。	継続	・センター導入にあたり、市町村に対し利用者支援事業等活用できる在庫情報の提供やその活用方法に関する相談等の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「産産期メンタルヘルス研修」「母子保健コーディネーター養成研修」を行うほか、各保健所において、センター導入を推進するための地域の課題に対応した研修や、連携機関も交えた事例検討会や意見交換会、管内市町村への個別支援等を実施する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、全市町村へのセンター設置への気運を高めるため、広報活動を行う。	保健医療課	地域保健課
129	6	・事業所内保育施設については、従業員の就業時間に合わせ、夜間まで開園している施設や地域の子どもを預かる施設もあることから、多様な保育ニーズに対応できるように市町村と連携しながら設置を促進します。	①事業所内保育総合推進事業	地域型保育事業の認可を受けられる施設に対する施設整備の補助を実施し、事業所内保育施設の設置を推進する。	17,100	109	1施設の施設整備を支援した。	沖縄県保育士・保育所総合支援センターにて設置に向けた各種支援をしたほか、認可を受けられる施設に対する施設整備を支援した。	・H29.30の事業所内保育施設整備により、保育定員のべ149人の増加を図った。	・内閣府が実施する企業主導型保育事業を選択する事業者が多い。	継続	・引き続き、市町村や事業者に対し、事業要件や事業効果等を説明し、事業者の掘り起こしを図る。	子ども生活福祉部	子育て支援課
130	7	・市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。<No.101再掲>	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(市町村事業)<No.11①再掲>	市町村が行う若年妊産婦の居場所の運営支援事業について、円滑な実施のための支援・調整を行う。	—	—	—	—	—	—	新規	若年妊産婦の居場所の設置を希望する市町村に対し、必要な情報の提供など、支援・調整を行い、設置を促進する。	子ども生活福祉部	子ども未政策課
131	8	・生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育てに関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。<No.1再掲>	①乳児家庭全戸訪問事業<No.1①再掲>	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業において、事業補助(1/3)を行う。	16,617	21,391	事業実施41市町村のうち、31市町村へ補助を行った。	事業実施41市町村のうち、31市町村へ補助を行った。	・各市町村において、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した(H29年度訪問家庭数:15,192世帯)。 ・支援の内容、①育児に関する不安や悩みの傾聴、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連携調整。	・市町村において、支援を要する家庭を早期に発見し、必要な支援に繋げていくと共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必要がある。	継続	・支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
132	9	・乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。<No.2再掲>	①養育支援訪問事業<No.2①再掲>	市町村が実施する養育支援訪問事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。	11,490	13,518	事業実施25市町村のうち、19市町村へ補助を行った。	事業実施26市町村のうち、20市町村へ補助を行った。	・養育支援訪問事業の実施について、未実施市町村を訪問し事業開始に向けての支援を行った結果、実施市町村数の増につながった。また、平成30年度は、市町村等で養育支援訪問事業に関わる職員を対象とした研修(2日間)を実施した。	・養育支援訪問事業については、平成19年の法定化以来、県の実施市町村数は増加しているが、実施率は全国平均76.7%(H29.4.1現在)に比べ県内は約63.4%(H30.4.1現在)と取り組みが十分ではない状況にある。また、支援を要する子ども家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために、引き続き、市町村で家庭訪問支援に携わる人材の確保及び資質の向上を図る必要がある。	継続	・養育支援訪問事業未実施の市町村に対して、きめ細かな助言・指導を行うことにより、事業実施につなげる取組みを実施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた複数の研修を引き続き実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
133	10	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の親に対し、医療費を助成します。<No.80再掲>	①ひとり親家庭等医療費助成事業<No.42①再掲>	ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。	355,544	319,505	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助成し、県は市町村が助成した経費の1/2を補助した。	・ひとり親家庭等の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることができた。	・本事業の給付方法は、受給者にとって利便性の高い「自動償還方式」に移行を進めており、一部市町村で導入が始まっている。 ・本事業の実施主体は市町村であるため、多くの市町村で「自動償還方式」の導入を進めていく必要がある。	継続	・継続して事業を実施するとともに、給付方法に関する各市町村の意見などを聞き、本事業の見直しについて検討を行う。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
134	11	・ひとり親家庭に対して、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行います。	①ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する。	15,066	17,120	平成29年度は、178世帯(派遣日数1,031日)にヘルパーを派遣した。	平成30年度は、200世帯(派遣日数1,100日)にヘルパーを派遣した。	・ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣することにより、ひとり親家庭の自立支援に繋げることができた。	・利用期間の制限等をもうけているが、利用希望者は年々増加傾向にある。予算額を確保する必要がある。	継続	・継続して事業を実施するとともに、利用者のニーズに応えられるよう受託事業者と意見交換を実施する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
135	12	・ 専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した居宅支援等を行うことにより地域での生活を支援します。	①ひとり親家庭生活支援モデル事業(母子保護の実施)	ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。	158,213	158,580	ひとり親家庭生活支援モデル事業において、72世帯に対して各家庭の課題に応じた支援を実施した。	ひとり親家庭生活支援モデル事業において、85世帯に対して各家庭の課題に応じた支援を実施した。	・平成29年度は72世帯に対して支援を行い21世帯の自立につながった。残りの51世帯についても次年度である平成30年度に継続して支援を実施した結果、平成30年度は85世帯に対し支援を行い、40世帯の自立につながることができた。残りの45世帯もそのほとんどが令和元年度中に自立が見込まれる。	・継続的に事業に取り組む必要がある。 ・各家庭に応じた総合的な支援という事業の考え方が重要であるので、就労支援や生活支援等の各支援メニューについては、それぞれの家庭に応じたものになっているが毎年検証が必要である。 ・平成28年度に拠点事務所を1か所から3か所に増やすことで沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設置することができたが、引き続き、広域的な事業展開を促進する必要がある。	継続	・継続的に地域の中で各家庭に応じた支援を行う。 ・支援メニューについては、各家庭に応じたものになっているが検証し、さらなる充実を図っていく。 ・市町村や関係団体と連携を図るとともに、引き続き、母子支援の実施主体である各市にモデル事業の実施を働きかけることで、広域的な事業の展開を行っている。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
136	13	・ 母子生活支援施設の設置を促進するとともに、民間アパートを活用した居宅支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。	①ひとり親家庭生活支援モデル事業(母子保護の普及) <No.135①再掲>	ひとり親家庭に対し、民間アパートを活用した生活支援、就労支援、子育て支援などを行い、地域で自立するための総合的な支援を実施した。	158,213	158,580	拠点事務所の増設は達成したため、もう一つの取組みである各市へのモデル事業実施の働きかけを行った。	拠点事務所を増設は達成したため、もう一つの取組みである各市へのモデル事業実施の働きかけを行った。	・大きな課題であった拠点事務所の増設については、平成28年度において1か所から3か所に増設し、沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設けることができた。 平成30年度は、もう一つの取組みである各市へのモデル事業実施の働きかけを行った。各市の取組が進むことで、沖縄県及び県内3市が同様の事業を実施する体制となり、さらに広域的な支援が可能となる。	・拠点事務所を増設については、3か所に増設することで施策の目的を達成することができた。 ・地域の中で支援することが重要であり、母子支援の主体は各市であることから、引き続き、県内各市へモデル事業の実施を働きかける必要がある。	継続	・引き続き、3か所となった拠点事務所を中心にひとり親家庭に対して広域的な支援を行っていく。 ・引き続き、県内各市へモデル事業の実施を働きかけていく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
137	14	・ ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組まします。	①母子福祉推進事業費	母子父子自立支援員に対し、人材育成のため県外等の研修を受講させる。また市町村等に研修等に関する情報提供を行う。	1,882	1,317	福祉事務所の母子父子自立支援員3名を県外研修に派遣した。また、市町村及び関係団体に研修等の情報提供を行った。	引き続き、福祉事務所の母子父子自立支援員2名を県外研修に派遣した。また、市町村及び関係団体に研修等の情報提供を行った。	・母子父子自立支援員を県外研修に派遣することで、母子父子等の自立に向けた知識等を習得することができた。	・継続的に事業に取り組む必要がある。	継続	・引き続き、各種説明会や研修会に派遣する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
138	15	・ ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯について、公営住宅の優先入居に向けて取り組みます。	①公営住宅への優先入居	県営住宅空室待ち入居者募集において、ひとり親世帯等が優先して入居できるような制度運用に取り組む。	—	—	全体の応募倍率が16.0倍(申込数3,142世帯、入居数196世帯)ある中で、ひとり親世帯等に対しては、当選確率を一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすとした。【ひとり親世帯等(一般世帯)】 ○入居倍率:3.7倍(14.4倍)	全体の応募倍率が17.4倍(申込数2,665世帯、入居数153世帯)ある中で、ひとり親世帯等に対しては、当選確率を一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすとした。【ひとり親世帯等(一般世帯)】 ○入居倍率:10.2倍(26.7倍)	・平成30年度空室待ち入居者募集において、ひとり親世帯等(子育て世帯)は852世帯の申込に対して、年度末時点で83世帯(10.2%)が入居できた。(一般世帯は28世帯入居(26.7%)	・ひとり親世帯等の貧困世帯は、依然として多くおり、また物価上昇等により貧困世帯を取り巻く環境は一層厳しい状況になると見込まれる。ひとり親世帯等に対し、県営住宅の優先入居制度等の活用を促す必要がある。	継続	・県営住宅の「空室待ち募集のしおり」等において、ひとり親世帯等を含む子育て世帯の優先入居を分かり易く表示し、優先入居制度の活用を促すとともに、市町村・福祉関係機関との連携によりひとり親世帯等の掘り起こしを図る。	土木建築部	住宅課
139	16	・ 子育て世帯等に対し、市町村と連携しながら民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施するほか、地域優良賃貸住宅における家賃低廉化の支援を検討します。	①沖縄県居住支援協議会活動支援事業	「沖縄県居住支援協議会」(住宅セーフティネット法に基づく)を支援し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。	5,864	8,181	あんしん賃貸住宅登録5棟(累計18棟84戸)、あんしん賃貸協力店登録9件(累計32件)、あんしん賃貸支援団体登録4件(累計6件)、相談対応(174件)であった。	あんしん賃貸住宅登録1棟7室(累計19棟84戸7室)、あんしん賃貸協力店登録2件(累計34件)、あんしん賃貸支援団体登録3件(累計9件)、相談対応(259件)であった。	・あんしん賃貸支援事業により、H30年度は子育て世帯からの相談30件に対して、1件の入居につながった。	・あんしん賃貸住宅の登録戸数を増やす必要がある。 ・沖縄県あんしん賃貸支援事業を活用した入居契約件数の増加を図る対策を沖縄県居住支援協議会WG会議等で福祉関係団体等と連携しながら取り組む必要がある。 ・入居後の支援に対する要望も多いため、切れ目なく相談業務を行う必要がある。	継続	・年間を通して専門相談員による相談業務が実施できるよう、社会資本整備総合交付金により予算を確保する。 ・協議会、支援団体、各関係行政部署及び福祉関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の特性に応じた入居後のフォロー体制を検討する。	土木建築部	住宅課
140	17	・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを通して、ひとり親家庭への住宅支援を行います。	①母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを行い、ひとり親世帯の自立を支援する。	196,436	198,337	貸付件数:324件(うち転宅資金:5件)、貸付金額:193,514千円(うち転宅資金:997千円)を行った。	貸付件数:323件(うち転宅資金:7件)、貸付金額:195,769千円(うち転宅資金:1,316千円)を行った。	・平成29、30年の直近2年間で12件、2,314千円の貸付を行った。 ・平成26年～平成30年の過去5年間で40件、7,614千円、1件あたり190千円の貸付を行った。	・母子父子寡婦福祉資金貸付金には12種類の貸付種別があり、今後の自立や経済的安定に寄与する修学資金等が大きく占めている。その中で転宅資金は、上記の修学資金等とは違い、将来に対しての寄与度が低いため、貸付後の償還によって利用者世帯の自立を妨げることの無いよう慎重な貸付が必要となっている。	継続	・母子父子寡婦福祉資金貸付金については申請窓口が各市町村となっており、市町村での児童扶養手当等の申請の際に周知するよう、引き続き市町村と連携、支援していく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
141	18	・ 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額(住居確保給付金)を支給します。	①生活困窮者住居確保給付金	離職等により住居を失った又は失うおそれの高い者に対し、就職を容易にするため、家賃相当分の給付金を支給する。	3,445	5,874	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付金の利用件数は36件だった。	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付金の利用件数は58件だった。	・平成29年度に住居確保給付金を支給した36世帯のうち、一般就労に繋がったのは17件だった。平成30年度に住居確保給付金を支給した58世帯のうち、一般就労に繋がったのは21件だった。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に見出し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	保護・援護課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
142	19	・ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進します。	①沖縄県居住支援協議会の構成団体としての取組	ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進する。	—	—	沖縄県居住支援協議会の構成団体として会議に参加し、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等に取り組んだ。	沖縄県居住支援協議会の構成団体として会議に参加し、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等に取り組んだ。	平成29年度の周知の結果、沖縄県居住支援協議会の住宅情報等に対する問合せ件数164件のうち、子育て世帯は12件あった。 平成30年度の周知の結果、沖縄県居住支援協議会の住宅情報等に対する問合せ件数259件のうち、子育て世帯は30件あった。	・引き続き、子育て世帯など住宅確保要配慮者への居住サポート実施の周知等を行っていく必要がある。	継続	・引き続き同協議会の構成団体として、関係機関への周知等に取り組んでいく。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
143	20	・ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉資金等)により、就業支援を推進します。	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭で、母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)の受給者を対象に入学準備金と就職準備金を貸付ける。	2,450	1,597	平成29年度は、40名に対して貸付を決定した。	平成30年度は、23名に対して貸付を決定した。	・母子家庭等自立支援給付金事業(高等職業訓練促進給付金)と組み合わせることにより、ひとり親家庭の自立促進につなげることができた。	・貸付金返還の免除条件は、資格を活かした職業に5年以上就業することが要件とされている。貸付段階で、利用希望者に対し、将来の生活設計等を見据えるよう促していなければならない。	継続	・国から平成28年に受けた補助金を運用しながら事業を継続する。 ・高等職業訓練促進給付金の制度改正に合わせて、貸付金の利用者の増大も見込まれるため、関係機関に対して周知広報の協力を依頼する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親が就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)の支給を行う。	32,525	31,007	自立支援教育訓練給付金3名、高等職業訓練促進給付金29名支給。	自立支援教育訓練給付金7名、高等職業訓練促進給付金28名支給。	高等職業訓練促進給付金受給者のうち、10名が取得した資格を活かして就労している。	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の延長、支給額の増額等の制度改正により、今後受給者の増加が見込まれるため、希望者に対応出来るよう対象者定員枠の拡大が必要。	継続	・周知広報に努め、希望者を募集する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			③生活福祉資金貸付事業費	生活福祉資金貸付制度は、低所得者等に対して、資金の貸し付けに必要な相談を行うことにより、経済的自立、社会参加の促進、安定した生活を送れるようにすることを目的としており、事業実施主体である沖縄県社会福祉協議会に対し事務費を補助することにより、事業を促進する。	17,571	17,220	平成29年度の貸付実績は650件、191,425千円だった。	平成30年度の貸付実績は555件、186,094千円だった。	事業実施主体である県社協を支援することにより、世帯の実情に即した相談支援や、資金の迅速な貸付のための体制をつくり、低所得者等の経済的自立の支援につながった。	当貸付が低所得者を対象とする性質上、滞納が多いため、借入れ時、償還時の相談支援体制の充実を図る必要がある。	継続	引き続き県社協と連携し、体制整備について支援していく。	子ども生活福祉部	福祉政策課
144	21	・生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援員による支援や、就労の準備段階者への支援を行います。	①被保護者就労支援事業	生活保護法第55条の6に基づき、被保護者の就労支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	15,286	15,530	5箇所との郡部福祉事務所就労促進指導員を7名配置し、本事業の利用件数は389名だった。	5箇所との郡部福祉事務所就労促進指導員を7名配置し、本事業の利用件数は377名だった。	・本事業は、郡部福祉事務所に就労促進指導員を配置し、生活保護ケースワーカーとの家庭訪問同行、求人・職業訓練の情報提供、ハローワーク同行(該当者に限ってはハローワーク連携事業の活用)、また平成27年度から実施している被保護者就労準備支援事業の委託先との連携、遠方での面接時の送迎、面接対策(受け答え指導・身なり指導)、就労継続支援事業所への見学同行や相談支援等関係機関との連携、履歴書の添削等を行っている。 平成30年度は就労・増収により5郡部福祉事務所で21,433千円的生活保護費を削減し、9世帯が生活保護廃止となり自立へ繋がった。	・就労阻害要因の少ない被保護者は比較的早期に就労に結びついているが、中高年齢者や阻害要因がある被保護者については、支援するも就職に結びつかない、支援期間が長期となる、就職後短期間で離職する等のケースが散見されることから、就労意欲の喚起及び支援が課題となっている。	継続	・ハローワークや就労準備支援事業所等へ、対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、短期間での離職や就労のミスマッチによる離職数を減らすため、今度ハローワーク等の関係機関と密に連携を取る。 ・支援対象者のズレを無くするため、ハローワークと定期的に支援状況について情報共有を行う。	子ども生活福祉部	保護・援護課
			②被保護者就労準備支援事業	社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。	20,826	20,768	就労準備支援事業で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は48件だった。	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は40件だった。	平成30年度は就労・増収により5郡部福祉事務所151千円的生活保護費を削減した。 本事業は利用者が直ちに就労に繋がらなくても、日常生活や社会生活に変化が見られており、平成30年度に当事業を利用した者のうち、延べ36件に生活習慣の改善、延べ38件社会参加の機会の増加、延べ27件に就労活動自立の改善が見られた。	・生活習慣がままならなかったり、生活リズムが崩れているなど就職活動以前も問題がある被保護者も当事業の対象者候補となるが、福祉事務所が当事業の参加が必要だと判断しても、被保護者自身が参加を拒否する場合も多く、事業の理解や意欲喚起が課題となっている。	継続	・福祉事務所は就労準備支援事業所へ対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、被保護者の意欲喚起を行うため、就労準備事業所職員との同行家庭訪問や、引き続き就労準備支援事業所や就労促進指導員による送迎を行い、事業参加者が通いやすいよう支援する。	子ども生活福祉部	保護・援護課
			③生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。	20,826	20,769	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は48件だった。	自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は40件だった。	・本事業は、就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた就労意欲の向上や生活習慣の見直しを含む訓練を行い、就労に向けたつなぎ等を行っている。支援対象者のうち、就労自立に繋がった者は、平成29年度は延べ26人、平成30年度は延べ20人だった。利用者が直ちに就労に繋がらなくても、日常生活や社会生活に変化が見られており、平成29年度は、生活習慣の改善が図られた者は延べ30人、社会的なつながりに改善が見られた者は延べ30人だった。平成30年度は、生活習慣の改善が図られた者は延べ28人、社会的なつながりに改善が見られた者は延べ28人だった。	・相談窓口から遠隔地に住んでいる、制度自体を知らない、ひきこもり等の理由で、自ら相談窓口に来所することができない潜在的な支援対象者がいる。これらの者を早期に発見し適切な支援に繋げるための体制強化が必要。	継続	・町村役場や町村社協の職員に対して本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠隔地にある自治体については、出張相談会を実施する。	子ども生活福祉部	保護・援護課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)			取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課	
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向			展開方向(詳細)
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
145	22	・就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。	①パーソナル・サポート事業	就職困難者等に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、就職準備支援、就職支援、就労定着支援、生活支援を行う。	114,859	113,937	様々な困難を抱える求職者1,014人に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、個別相談・セミナー・企業実習など延べ16,280件の相談支援を実施した。	様々な困難を抱える求職者1,219人に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、個別相談・セミナー・企業実習など延べ19,831件の相談支援を実施した。	・平成28年度は997人の相談者のうち、391人が就職(就職率39.2%)。 ・平成29年度は1,014人の相談者のうち、499人が就職した(就職率49.2%)。 ・平成30年度は1,219人の相談者のうち、549人が就職した(就職率45.0%)。	・複合的な課題を抱える者、相談者一人あたりの支援回数も増加傾向にある。 ・拠点から距離のある地域におけるニーズへの対応。	継続	・引き続き、就職準備支援・就職支援・就労定着支援・生活支援との組み合わせ。 ・地域の就労支援機関とのネットワークを閉鎖するなど連携強化に努める。 ・専門家の活用や専門機関とのさらなる連携強化を図る。	商工労働部	雇用政策課
			②生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	「生活保護」、「児童扶養手当」、「住居確保給付金」を受給している者、その他の生活困窮者の就労による自立を促進するため、支援対象者の状況に総合的に把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援等を行う。	—	—	地方公共団体(福祉事務所等)とハローワークの就職支援ナビゲーターによる連携した就職に向けたチーム支援を実施する。(平成30年度支援対象者目標数1,386人)	地方公共団体(福祉事務所等)とハローワークの就職支援ナビゲーターによる連携した就職に向けたチーム支援を実施する。(平成30年度支援対象者目標数1,386人)	・平成28年度は支援対象者1,620人のうち、1,176人が就職(就職率72.6%)。 ・平成29年度は支援対象者1,360人のうち、1,009人が就職した(就職率74.2%)。 ・平成30年度は支援対象者1,513人のうち、1,054人が就職した(就職率69.7%)。	・年齢や職務経験等から比較的的就労に結びつきやすい者については一定の成果が現れている一方で、障害を有している可能性のある者、就労経験が乏しい者やひきこもりなど、就労に向けた課題を抱える者の割合が増加している。	継続	・引き続き、多くの者が就労できるよう関係機関が適切な役割分担のもと、情報共有を図りながらアセスメントから定着支援まで一貫した支援を行っているよう取り組む。 ・協議会等を通して、支援にあたる地方公共団体・ハローワーク・関係機関等との意見交換や情報共有を行い、連携強化を図る。	子ども生活福祉部	保護・援護課
146	23	・生活保護受給者の就労促進のため、就労活動促進費及び就労自立給付金を支給します。	①就労活動促進費	積極的に就労活動に取り組む者に対し、その活動内容等を踏まえ月額5千円以内の就労活動促進費を支給する。	30	0	平成29年度は、南内福祉事務所と沖縄市福祉事務所が就労活動促進費を支給した。	平成30年度は、南内福祉事務所において、就労活動促進費の支給はなかったが、早期の就労により保護脱却が可能な方々には、福祉事務所の就労支援員等が企業面接の同行など丁寧な支援を行っている。	・就労活動促進費は、早期に就労による保護脱却が可能と福祉事務所が判断する者について、月額5千円を6か月以内の期間支給するものである。 ・平成30年度は南内福祉事務所において就労活動促進費の支給はなかった。 ・一方、就労による保護脱却が可能と福祉事務所が判断する方々に対しては、就労支援員等が個別に支援を行い保護からの自立に繋げているところである。	・生活保護世帯では、傷病等により長期就労から離れる世帯が多いことから、早期に就労による保護脱却が可能である受給者は多くない状況である。	継続	・保護開始時から受給者の健康状態等を確実に把握し、早期の就労による自立が可能であると判断される者には就労活動促進費の活用を促し、当該受給者と福祉事務所が連携して新規就労に繋がるよう努めている。	子ども生活福祉部	保護・援護課
			②就労自立給付金	安定した職業につき保護を脱却した者に対し、単身世帯10万円以内(複数世帯15万円以内)の就労自立給付金を支給する。	7,341	10,550	平成29年度は南内福祉事務所において、80件、7,341千円の支給実績があった。	平成30年度は南内福祉事務所において、116件、10,550千円の支給実績があった。	・保護から自立すると、税・社会保険料等の負担が生じることなどを踏まえ、自立直後の不安定な生活を支えることを目的とする給付金であり、平成29年度から30年度にかけて、件数、給付額ともに増となっている。	・就労自立給付金は、保護からの自立に向けたインセンティブという側面もあるが、制度の開始(平成26年7月)後しばらくは、その周知が必ずしも十分ではなく、受給者の就労活動の強化に結びついていないという課題があったが、現在は福祉事務所において対象者に漏れなく周知を行い、活用を促している状況である。	継続	・保護からの自立後の生活の立ち上げに受給者は不安を抱えていることから、就労自立給付金の周知を今後更確実に実行し、自立後の生活への不安の軽減に努め、就労による自立の可能な方の自立を図っていく。	子ども生活福祉部	保護・援護課
147	24	・生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給します。	①生活保護制度	中学校卒業後に進学せず、数年以上経過している生活保護の受給者が高校就学を希望し、その就学が自立の助長に資すると見込まれる場合、高等学校等就学費を支給する。	0	0	平成29年度は、南内福祉事務所において3人のひとり親が高校に就学した。	平成30年度は、南内福祉事務所において4人のひとり親が高校に就学した。	・高校等の卒業資格を有しないひとり親世帯の親が高校等への就学を希望する場合、本人の就学の意欲が高く、生活態度から高校等の卒業が見込まれることや、高校卒業の資格取得が増収に繋がると期待できる場合は、生業扶助である高等学校等就学費を支給できる。 ・県内では、平成28年度に3件、平成29年度に3件、平成30年度に4件のひとり親世帯の親が新たに高校就学を開始している。	・ひとり親世帯の親は就労や子育てなどにより、就学の希望があってもその実現が困難な状況にある。	継続	・福祉事務所において、就学意欲の高いひとり親世帯の親から就学の相談を受けた際は、制度の説明を丁寧に行うよう促している。	子ども生活福祉部	保護・援護課
148	25		・ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。	①ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない(中退者含む)ひとり親家庭の親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者が実施する対策講座の受講費用の軽減を図る。	0	0	保護者等を通じて周知を図ったが、支給実績はなかった。	保護者等を通じて周知を図ったが、支給実績はなかった。	・周知を図ったことで、支援事業に対する問い合わせがあった。	・平成28年度からの事業創設から、受給実績がない状況である。 ・本事業を知らない対象者がいることも予想されることから、引き続き周知広報を進めていく必要がある。	継続	・周知広報に努め、希望者を募集する。	子ども生活福祉部
149	26	・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金等事業を通じた就業支援や就労支援に資する職業訓練を行うとともに各種雇用関係助成金を活用した親の就労機会の確保を図ります。	①母子家庭等自立支援給付金事業<No.143>②再掲	ひとり親家庭の親が就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)の支給を行う。	32,525	31,007	自立支援教育訓練給付金3名、高等職業訓練促進給付金29名受給。	自立支援教育訓練給付金7名、高等職業訓練促進給付金28名受給。	・高等職業訓練促進給付金受給者のうち、10名が取得した資格を活かして就労している。	・高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の延長、支給額の増額等の制度改正により、今後受給者の増加が見込まれるため、希望者に対応出来るよう対象者定員枠の拡大が必要。	継続	・周知広報に努め、希望者を募集する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
			②緊急委託訓練事業(母子家庭の母等コース)	就職を希望する母子家庭の母等のうち、職業能力の開発を必要とするものに対して民間教育訓練機関へ委託し、職業訓練を実施する。	2,219	1,836	介護関係の職業訓練を13名に対して実施した。	介護関係の職業訓練を10名に対して実施した。	・平成29年度に職業訓練を実施した母子家庭の母等13名のうち11名が就職(84.6%)した。平成30年度は、10名のうち7名が就職(77.8%)した。	・就労経験のない又は就労経験の乏しい長期失業状態にある母子家庭の母等を対象としていることから、訓練時間数を短くすること等により訓練に参加しやすき環境を整えている。 ・しかし、対象者が当該コース以外の訓練コースの受講も可能であるため受講者数の確保が難しい面があり、定数に満たない状況にある。	継続	・継続して母子家庭の母等に対する職業訓練事業に取り組むとともに、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等の受講を促進するために、就労付き訓練や新規コースの開拓を検討する。	商工労働部	労働政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
			③浦添・具志川職業能力開発校運営費	県立職業能力開発校において、若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施し、技能労働者の育成や職業の安定を図る。	106,513	109,527	355人が入校し、うち243人が就職した(就職率 93.1%)。 ※平成30年4月末現在		・県立職業能力開発校において355名(施設内訓練)に対して訓練を実施した。 ・県立職業能力開発校において、職業訓練を行うことにより就職を支援し、就労の促進が図られた。	・雇用ニーズの高い職業訓練を実施するため、職業訓練指導員の適正な配置や更なる技術向上が求められている。 ・県内において雇用情勢が改善している一方、人手不足への対応や労働生産性の向上等が課題となっており、時代のニーズに適合した職業訓練が求められている。	継続	・職業訓練指導員の正職化や、研修機会の拡充等により訓練内容の質の向上を図る。 ・社会情勢の変化や雇用ニーズを的確に見極め、時代に対応した職業訓練により、就職に必要な技能及び知識を備えた人材を育成し、就労促進を図る。	商工労働部	労働政策課
			④女性のおしごと応援事業	女性を取り巻く雇用・労働環境の改善を図り、雇用の質の向上を図るため、女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、仕事に対して女性が抱える不安・悩みの改善・解消に向けた支援を行う。	43,439	34,689	仕事に関する相談やセミナーの開催、職場見学等を行うとともに、「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」に基づき、専門家派遣等の企業支援を行った。 事業所向け 平成28年度に作成した「女性が働き続けられる環境整備に向けた支援プログラム」の周知・啓発・普及	個々の女性向け ・有資格者(キャリアコンサルタント)による仕事よる相談 ・キャリアアップ・スキルアップセミナーの開催	・セミナー参加者への相談の案内や、広報誌等における周知を図ったが、雇用情勢の改善の影響もあり、女性の就業に関する相談は減少した。(相談者数: H30 788人) ・セミナー開催にあたっては、PCスキル向上のためのセミナーやコミュニケーション術など、女性のキャリアアップ・スキルアップ等に役立つ様々なセミナーを実施し、「非常に役立つ」「役に立った」との回答が96.5%だった。この数値を含め、アンケートを通じて、好評を得たテーマや今後受けてみたいセミナー内容について、受講者のニーズを把握することができた。 ・平成28年度に作成した「女性が働き続けられる環境整備に向けたプログラム」に基づき、県内企業・事業所23社に対して改善目標を設定させ、目標に向けた取組みを実施させた。その結果、全ての企業・事業所において、具体的な成果があった、あるいは、成果が見込まれるという評価がなされ、取組みによる効果が出たと見える。	・就業に関する課題やキャリアアップに対する不安、多様な働き方を求める幅広い年代の求職者と求人とのミスマッチ等の問題があり、就業と就業継続という観点において、引き続き幅広いサポートを行っている。 ・女性のライフイベントや働き方の多様化に対し、企業側と働く側の意識改革や女性が働き続けられる環境の見直し、整備に取り組むためのワークショップや専門家派遣等により、企業支援を行っている。 ・よろず相談について、広報・周知の観点で不足がないかを検証し、工夫していく必要がある。	継続	就業に関する課題やキャリアアップに帯する不安、多様な働き方を求める幅広い年代の求職者と求人とのミスマッチ等の問題があり、就業と就業継続という観点において引き続き幅広いサポートを行う。 女性のライフイベントや働き方の多様化に対し、企業側と働く側の意識改革や女性が働き続けられる環境の見直し、整備に取り組むためのワークショップや専門家派遣等により、企業支援を行う。 よろず相談について、県民への広報・周知により一層努め、認知度を高めていく。	商工労働部	労働政策課
			⑤事業主向け雇用支援事業(H28まで雇用支援施策相談事業)	国や市町村が行っている雇用支援も含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家による事業主向けの雇用相談を行う。また、事業主向けに雇用の助成金等の案内冊子を発行する。	28,342	26,258	相談件数は、①窓口相談2,478件②巡回相談99件③訪問相談102件④セミナー後相談127件。冊子の発行部数は8,000部となっている。	相談件数は、①窓口相談2,478件②巡回相談99件③訪問相談102件④セミナー後相談127件。冊子の発行部数は8,000部となっている。	・助成金制度等の案内冊子「すまいる」の発行部数を8,000部に増やし周知広報に努め、セミナーを開催するなどした結果、雇用支援施策(助成金等)の窓口相談(週5日)、セミナー後相談、企業訪問、巡回相談及び正規雇用化専門家派遣等による相談支援件数が順調に増加し、平成30年度は合計2,836件となった。	・今後も、継続的に事業を実施する必要がある。 ・離島や北部地域の雇用の拡大に向けた取り組みが重要である。 ・雇用の量だけでなく、質の向上につながるような雇用・労働環境の改善が必要となっている。	継続	・今後も、雇用・労働環境の改善に寄与するよう継続的に事業を実施する必要があるため、正規雇用の促進(質の改善)、雇用のミスマッチや人手不足といった新たな課題を背景に地元のニーズにあったセミナーを開催するなど、相談しやすい環境を作る。特に、離島、北部地域での巡回相談に努める。 ・雇用・労働環境の改善に係る周知広報に努め、企業が働き方の改善に取り組みややすくなるよう相談支援を増やしていく。	商工労働部	雇用政策課
150	27	・ひとり親家庭の親の就労の安定化を図るため、託児機能付きの研修と職場訓練を実施するとともに、ひとり親の人材活用について経済団体等への働きかけを行います。	①ひとり親世帯就職サポート事業 【H29年度事業終了】	求職中のひとり親世帯の父母を対象に託児機能付きの事前研修と求人企業での職場訓練を実施することにより就職を支援する。	31,097		事前研修に61名が受講し、うち25名が職場訓練を実施した。		・事前研修や職場訓練を実施することで、就職につながった。 【平成29年度 41名】 事前研修受講のみ 17名 職場訓練実施者 24名	・職場の理解や配慮が必要な職場訓練については、企業の受け入れがしやすい実施方法を検討することにより、事前研修から職場訓練への移行をスムーズに行い、継続雇用に繋げる必要がある。			商工労働部	雇用政策課
			①子育て世帯・中高年齢者就職総合支援事業 【H30年度新規事業】 ※「ひとり親世帯就職サポート事業」と「中高年齢者再チャレンジ支援事業」を統合	ひとり親世帯の方と中高年齢者の求職者を対象に、託児機能付きの事前研修と求人企業での職場訓練等を実施することにより就職を支援する。		32,441	事前研修に65名が受講し、うち18名が職場訓練を実施した。		・事前研修や職場訓練を実施することで、就職につながった。 【平成30年度 47名】 事前研修受講のみ 29名 職場訓練実施者 18名	・個々に抱える状況が多様化していることから、個々の課題に応じて事前研修と職場訓練等を組み合わせる必要がある。	継続	引き続き、求職者のひとり親世帯の父母を対象に託児機能付きの事前研修と職場訓練等を実施する。 ・個々の求職者の課題に応じたきめ細やかな就職支援を行う。	商工労働部	雇用政策課
			②ひとり親家庭技能習得支援事業	ひとり親家庭の就労や生活基盤の安定を図るため、ひとり親に対し技能習得支援を行うとともに、受講中の子供の一時預かり等の支援を行う。	23,407	22,484	ひとり親世帯44世帯に対して技能習得講座を実施した。	ひとり親世帯36世帯に対して技能習得講座を実施した。	就労支援員の配置し、受講生個人々々に対するフォローアップを実施した。 【検定合格率】 H29: 66% H30: 75%	基本スキルを有する者や、修了生から上級クラス設置のニーズがある。	継続	さらなるスキルアップを図るため、平成31年度から検定上位級の取得を目指す上級クラスを設置する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
151	28	・母子家庭等就業・自立支援センターや国の養育費相談支援センター等において養育費に関する相談支援を行います。	①母子家庭等自立促進事業(養育費相談)	離婚後の子どもの養育において、必要な養育費の確保のため、弁護士や専門の知識を有した相談員による養育費取得のための取り決め等の相談支援を行う。	95,435	113,049	養育費相談件数は371件であり、そのうち法律相談件数は80件であった。	養育費相談件数は371件であり、そのうち法律相談は60件となっている。法律相談のうち54件は弁護士に繋ぐなどして解決に至っている。	養育費に係る相談の他、生計や住宅に係る相談等も受け付け、母子家庭等の自立支援を行った。	相談活動の周知を図るとともに、弁護士相談を活用することにより、相談の解決が図られるよう、体制を維持する。	継続	引き続き、事業を継続し、周知広報に努める。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
152	29	・ 貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可処分所得の向上に資する施策を展開し、貧困の連鎖の解消を図ります。	① 沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業) <No.55②再掲>	就学援助の充実を図る事業として、平成27年度と比較し新規又は拡充分して実施する事業に必要な経費に交付金を交付する。	243,519	383,718	33市町村が、同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入入学用品費の入学前支給などが行われた。平成27年度と比較して就学援助対象人数は約4,500名増加。	33市町村が、同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入入学用品費の入学前支給などが行われた。平成27年度と比較して就学援助対象人数は約6,000名増加。	・就学援助の充実を図る事業として、資格要件の見直しや準備見直しなどが行われている。 ・上記、見直し等により就学援助対象人数が増加し、保護者等の教育費等負担軽減が図られたものと思料する。 ・また、市町村等により手続きの見直しや周知強化が図られたことなどにより、申請者数の増加が見られるなど、申請しやすさに繋がっている。	・自治体によっては、援助率が倍増するなど人員や予算上の負担が大きくなっている状況がある。	継続	・継続して、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進する。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
② 県外進学大学生支援事業 <No.92再掲>	県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度を創設し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組む。		29,138	47,660	・H28年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25名を奨学生として採用、入学支度金を給付した。	・H28、29年度採用奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25名を奨学生として採用、入学支度金を給付した。	・平成28年度以降3年間で、能力があるにも関わらず経済的に県外進学の困難な高校生等75名を奨学生に採用し、県外難関大学等への進学・修学を支援することができた。	・継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・今後も継続的に事業に取り組むことで、学生が安心して勉学に専念し、卒業後の目標の実現に近づけるよう、着実に支援を行っていく。また、後進への波及効果を図るため、OBによる講演会等も実施する。 ・給付型奨学金については、平成30年度からは、同所得水準の世帯等を対象とした県出身専門学校生向けの制度が始まっている。また、国においては令和2年度から住民税非課税世帯等を対象	教育庁	教育支援課		
③ 子どもに寄り添う給付型奨学金事業(沖縄子どもの未来県民会議事業) <No.116再掲>	児童養護施設退所児童等に対し、大学等進学に伴う入学金及び授業料を全額給付する。		13,502 (県民会議予算)	20,484 (県民会議予算)	応募者18名全員を給付対象として決定し、平成28年度奨学生と併せて、奨学金を給付した。	応募者13名全員を給付対象として決定し、平成28年度、29年度奨学生と併せて、奨学金を給付した。	・児童養護施設退所者や里親の委託解除者等の大学等進学率が、H27年度の30.8%からH29年度は60.6%となり、29.8%向上した。 ・大学等進学に伴う経済的な不安が解消されたこと、学習意欲のある児童が、大学等への進学希望の夢を実現することができた。	・1人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不安定。 ・児童養護施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況把握や相談支援等のさらなる充実が必要。	継続	・給付対象者への継続支援 ・児童養護施設等退所者の大学等進学率の引き上げ ・長期的な事業運営のため、奨学金給付に係る経費の正確な把握方法を検証する。 ・児童養護施設等出身であることによる経験の不足・欠乏から派生する学生の情報不足や悩み事の把握、及び支援機関への案内の強化。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課		
4 雇用の質の改善等に向けた取組														
153	1	・ 労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。	① 中小企業労働環境整備促進事業	労働環境及び条件の実態を把握し、労働環境の向上を図るため、労働行政の基礎資料とするための実態調査を行う。	15,052	822	県内約10,000事業所及び従業員へのアンケート調査を実施するとともに、経営者団体、労働団体等に対するヒアリング調査を行った。(労働環境実態調査)	県内2,000事業所へ労働条件等実態調査を実施した。	・825の事業所から回答を得て(回収率41.3%)、年次有給休暇取得率等や育児休業取得率等についての集計結果を報告書としてまとめ、関係機関に提供するとともに、県のホームページでも掲載し周知を図るなど、各種施策の基礎資料として活用を促した。	・調査項目を社会の傾向に応じて精査するとともに、回収率を向上させる工夫や取組を行う必要がある。	継続	・今後も労働条件等実態調査を継続して実施するとともに、経年変化の分析を行っている。	商工労働部	労働政策課
154	2	・ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施します。	① ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランスの啓発及び取り組み支援のため、①県内企業を対象としたセミナーの開催等、②社会保険労務士等の専門家の派遣を実施する。	10,467	8,917	一般及び企業向けセミナーを6回開催したほか、企業等への専門家派遣を36社延べ56回実施した。	一般及び企業向けセミナーを6回開催したほか、企業等への専門家派遣を26社延べ51回実施した。	・企業向けセミナー等とおして、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行うことができた。 (H30年度:県内6カ所延べ53人) ・社労士等の専門家を企業へ派遣することにより、企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援できた。 (H30年度:26社延べ51回) ・県が取り組むワーク・ライフ・バランス企業認証制度で、平成30年度は新たに12社を認証した。	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、県内の中小企業の取組が弱いことから、セミナーを通じた意識啓発や専門家を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの取組を支援していく必要がある。	継続	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、今後もセミナー等を通じて、広く普及啓発を図るとともに、主に中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援する取組を継続する。	商工労働部	労働政策課
155	3	・ 非正規従業員の正規雇用化を図る企業等に対して研修費用や専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用化の促進につなげます。	① 正規雇用化企業応援事業	非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対して、従業員研修に係る費用(旅費及び宿泊費)の一部を助成することにより、人材育成の支援ならびに正規雇用化の促進につなげる。	19,144	20,558	正規雇用化を行う企業に対し、従業員(33人)の研修費用のうち宿泊費及び旅費に対する助成を行った。	正規雇用化を行う企業に対し、従業員(57人)の研修費用のうち宿泊費及び旅費に対する助成を行った。	・平成28年度は旅費・宿泊費の助成を通じ44名、平成29年度は33名、平成30年度は57名の正規雇用化に繋がった。	これまでの実績によると、助成を受けた企業の業種に偏りがある。	継続	・幅広い業種に助成を行えるよう、ホームページや他のイベントで紹介するなど、広報活動を充実させる。	商工労働部	雇用政策課
			② 非正規労働者処遇改善事業	働きやすい環境整備の促進を図るため、県内中小企業に対する専門家派遣の実施及び事業主等に対する労働条件の周知・啓発を行う。	19,626	12,954	30社に社会保険労務士等の専門家を派遣し、就業規則の見直し等の支援を行ったほか、労働条件の周知・啓発を図るためのセミナーを20回開催し、410名が受講した。	20社に社会保険労務士等の専門家を派遣し、就業規則の見直し等の支援を行ったほか、労働条件の周知・啓発を図るためのセミナーを10回開催し、207名が受講した。	・専門家派遣企業については、就業規則の見直しなど設定した改善目標が達成され、非正規労働者の労働環境の改善、働きやすい職場環境の促進が図られた。 (労働環境改善目標達成率:平成29年度:100%、平成30年度:100%) ・また、事業主セミナーの開催により労働基準法等に定める労働条件等の周知・啓発を行い、労務管理能力の向上が図られた。	・沖縄県は、全国と比べて非正規労働者の割合が高いため、県内中小企業の実態に即した非正規労働者の労働環境の整備と、労働条件の確保や改善に取り組む必要性についてより一層の普及・啓発を図る必要がある。	継続	・専門家派遣により県内中小企業の非正規労働者の労働環境の整備を支援するとともに、事業主セミナーを開催し、非正規労働者の労働環境の改善に資する者、使用者の労務管理能力の向上を図る。 ・多くの企業に処遇改善に取り組んでもらう必要があることから、チラシ配布などより多くの広報媒体を活用し、広く事業の周知を図る。	商工労働部	労働政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
			③正規雇用化サポート事業	県内雇用状況の改善のため、既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、専門家派遣による正規雇用化の支援を行う。	34,371	26,997	既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業を募集し、22社選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを派遣し経営指導等を行った。	既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業を募集し、24社選定のうえ、中小企業診断士等の専門家チームを派遣し経営指導等を行った。	・平成28年度は当該事業の取り組みにより71人の正規雇用化を実現し、また平成29年度は94人、平成30年度は83人の正規雇用化に繋がった。	・県内における正規雇用化に関する意識啓発を図るなどあらゆる機会を通じて正規雇用化への働きかけを行い、宿泊、飲食など非正規割合の高い業種からの応募や支援も強化した。	継続	・非正規雇用割合の高い業種などなるべく優先して選定できるよう、関係機関とも連携してそれらの業界や事業主への呼びかけ等を強化する。	商工労働部	雇用政策課
156	4	・従業員の雇用環境の整備と雇用の質の改善を図るなど、積極的二人材育成を図る企業を認証する人材育成企業認証制度等の周知広報を図ります。	①県内企業雇用環境改善支援事業	従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる雇用環境の構築と雇用の質改善のため、県内企業における積極的な人材育成への取組みを支援する。	43,252	30,468	人材育成企業認証制度において、18社が申請したほか、人材育成推進者養成講座において、53社89名が受講した。	人材育成企業認証制度において、19社が申請したほか、人材育成推進者養成講座において、58社88名が受講した。	・人材育成企業認証制度において、平成29年度に10社、平成30年度に7社を認証した。	・沖縄県人材育成企業認証制度および人材育成推進者養成講座の周知広報、認証のメリットを強化する必要がある。	継続	・沖縄県人材育成企業認証制度および人材育成推進者養成講座の効果的な周知広報、認証企業のメリット拡充について検討、調査を行う。	商工労働部	雇用政策課
157	5	・就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまなニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グジョブセンターおきなわ)を設置し、生活から就職までをワンストップで支援します。	①沖縄型総合就業支援拠点形成事業	就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまなニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グジョブセンターおきなわ)を設置し、生活から就職までをワンストップで支援する。	63,252	65,936	求職者等からの様々な相談に対応した(相談件数:42,525件)。	求職者等からの様々な相談に対応した(相談件数:38,554件)。	・平成29年度のセンターでの相談件数は、38,554件となり、計画値(27,200件)を上回っている。 ・旭橋都市再開発地区へ移転したことにより、支援機能を集約し、求職者等のニーズに対応したサービスをワンストップで提供することができた。 ・情報共有システムを有効に活用し、入居機関相互の情報共有を円滑に行い、利用者に対し総合的な支援が行えた。	・移転等の周知が十分に回っていない。 ・複合施設への移転により、センターまでの導線がわかりづらくなっている。 ・雇用情勢が改善していることから、複合的な課題を抱えている利用者が増加傾向にある。	継続	・移転及び支援内容の周知、建物内外における案内表示を行う。 ・センター内部だけではなく、求職者支援等に資する事業を行っている外部機関との連携促進を行う。 ・定期的な入居機関連絡会議、ケース工との連携会議を行うなど、利用者に対する総合的な支援を行う。	商工労働部	雇用政策課
158	6	・県内事業所の99%を占める中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて、経営革新や経営基盤の強化等に取り組みます。	中小企業経営革新強化支援事業	中小企業の新たな取り組み(経営革新)を経営革新計画として承認し、支援措置を講じることで中小企業の経営革新を促進する。	19,178	16,697	関係機関との連携により承認件数は目標値の25件を上回った。また、付加価値額及び経常利益の伸び率を達成した企業割合(約39%)も良好である。	関係機関との連携により承認件数は目標値の25件を上回った。また、付加価値額及び経常利益の伸び率を達成した企業割合(約50%)も良好である。	経営革新計画策定の指導から計画承認後のビジネスマッチングにいたるまでのハズロン支援を実施し、53件の経営革新計画の承認と県内中小企業の経営革新を支援した。	経営革新支援制度は、県内の中小企業の収益性向上に一定の貢献を果たしているが、認知度が低いことから、各金融機関や商工会・商工会議所等を通じて周知を図る必要がある。	継続	本事業の委託先である沖縄県産業振興公社、各地域で中小企業支援を行う商工会等と連携して、経営革新計画策定の意義・効果を広く周知し、事業者の経営革新の取組をより一層促していく。 また、本事業による中小企業等への支援体制強化に向けて、予算の拡充等に努めていく。	商工労働部	中小企業支援課
159	7	・県内企業の「成長と分配の好循環」の構築を図るため、行政機関、労使団体、士業団体、支援機関等との連携を強化するなど、県内企業の積極的な取組を促進します。	貧困問題の解決に向けては、ライフステージ毎の様々な支援に加え、労働者や事業者全体を対象とした中・長期的な施策が必要で、県内企業の「雇用の質の改善」と「生産性向上」に向けた取組が重要であり、県内企業の「成長と分配の好循環」を構築し、労働者の賃金(所得)向上に繋げていくため、正規雇用化、経営革新や経営基盤の強化等の各種施策を総合的に推進するとともに、行政機関、労使団体、士業団体、商工会等の支援機関等が総力を結集して、県内中小企業の取組を促進する。	—	—	「沖縄県中小企業支援計画」の策定 「沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会」(沖縄労働局主導)への参画	(労働政策課) ・県内の行政や支援機関等22機関が参加し、「沖縄働き方改革・生産性向上推進協議会」を開催し、共同宣言を実施。 ・協議会に関連した取組として、協議会に参画した機関が中心となり、中小企業等向け施策説明会・相談会を県内4地域で実施するとともに、施策ガイドブックの発行などを行った。	(労働政策課) ・中小企業や小規模企業に対する働き方改革・生産性向上に向けた施策の浸透を図っていく必要がある。	継続	(労働政策課) ・協議会の下部組織として連絡会議を設置し、各機関が連携した取組を実施するとともに、それぞれが実施する施策について情報共有を図っていく。 ・特に中小企業・小規模企業に働き方改革・生産性向上のロールモデルとなる企業の発掘・支援に向け、取組強化を図っていく。	商工労働部	雇用政策課 労働政策課 中小企業支援課		
5 沖縄県子どもの貧困対策推進基金														
160	1	・沖縄県子どもの貧困対策推進基金を創設し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施する事業に活用します。	①子どもの貧困対策推進基金事業	子どもの貧困対策を推進するため、県が行う事業及び市町村が行う事業へ財政的な支援を行う。	407,852	585,571	33市町村が行う子どもの貧困対策を推進するために交付金の交付を行ったほか、県が行う8事業を実施した。	34市町村が行う子どもの貧困対策を推進するために交付金の交付を行ったほか、県が行う11事業を実施した。	・市町村による子どもの貧困対策の推進が図られた(34市町村/41市町村)。 ・県内の子どもの実態調査などが行われ、現状把握などが行われた。	・各市町村において、交付金の執行状況にばらつきがある。配分額の執行率が3年で5割を超える市町村もあるが、小規模離島などにおいては、基金が未活用となっている町村がある。	継続	・小規模離島などへ、他市町村の実績や活用事例を共有するなど、基金活用の呼びかけを行っている。 ・各市町村が地域の実情を踏まえて必要な子どもの貧困対策が実施できるよう、意見交換をしながら、基金のあり方について検討していく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課
6 その他、子どもの貧困対策に資する施策(計画に位置づけのない事業等)														
161	1	1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築	①児童虐待防止対策事業費	児童相談所へ児童虐待対応協力員、児童虐待専門カウンセラー及び児童虐待対応嘱託法律専門家等を配置し、児童の安全確認や適切な支援、保護者等へカウンセリング等の機能を強化した。	75,813	87,764	691件の児童虐待事案に対応した。	1,100件の児童虐待事案に対応した。	児童虐待防止の推進や虐待のあった家庭への介入や支援を行う等、適切に対応することによって児童虐待防止が図られた。	急増する児童虐待事案に対応対応するため、児童相談所の体制強化や機能強化が必要である。	継続	・児童相談所が18歳に満たないすべての児童を対象として、福祉や健全育成に関する相談援助活動に取り組む。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
162	2	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①沖縄子供貧困緊急対策事業(学生ボランティアコーディネート事業)	市町村が設置する子供の居場所へ学生ボランティアを派遣し、居場所で行われる食事の提供や共同調理、生活指導、学習支援等に関する活動に関わることで、居場所の活動の充実を図る。	20,190	22,994	事前研修を受け登録を行った学生ボランティアを居場所へ派遣した。 登録者数:172人 派遣した学生数(離島含む):155人 市町村が推薦した居場所数:82箇所 派遣した居場所数:48箇所	事前研修を受け登録を行った学生ボランティアを居場所へ派遣した。 登録者数:205人 派遣した学生数(離島含む):180人 市町村が推薦した居場所数:114箇所 派遣した居場所数:72箇所	学生ボランティアを派遣することで、居場所の子供たちと年齢が近い学生が身近な「お兄さん、お姉さん」的な存在となり子供の居場所の安心感の向上を達成するとともに、子供たちの実情に沿った寄り添い型のサポートを提供することで、子供の自己肯定感の向上が図られた。	学生ボランティアを派遣している子供の居場所の数や、登録者数に占める実際の派遣人数が少ない。	継続	学生への周知を強化するとともに、派遣先のニーズを把握するなどして派遣先を増やしていく。	子ども生活福祉部	子ども未来政策課

No.	番号	計画に定める重点施策(平成31年3月改定)	主な取組・事業(Plan)		主な取組・事業の状況(Do)				取組による成果及び課題の検証(Check)		成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action)		担当部局	担当課
			名称	内容	決算(見込)額(千円)		取組・事業結果		成果	課題	展開方向	展開方向(詳細)		
					H29年度	H30年度	H29年度	H30年度						
163	3	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①私立中学校等就学支援実証事業(私立小中学校就学支援金事業)	私立小中学校に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行う。	42,058	13,944	私立小学校4校154人、私立中学校6校259人の計10校413人に支給した。	私立小学校4校84人、私立中学校6校48人の計10校132人に支給した。	・県内の私立小中学校通う児童生徒のうち、対象となる年収400万円未満の世帯に、児童生徒1人当たり年額10万円を支給し、教育費の負担軽減を図った。	・当該事業は、文部科学省が実施する「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」により実施される「授業料負担の軽減」事業であり、家庭の状況にかかわらず安心して教育を受けることができるよう支援金を給付し、経済的負担軽減を図るため、継続的に事業に取り組むことが必要である。	継続	・平成29年度から5年間の実証事業であり、当該期間継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、支援制度の周知を徹底する。	総務部	総務私学課
164	4	2 ライフステージに応じた子どもへの支援	①児童扶養手当費	法規に基づき児童扶養手当の支給を行う。	2,448,375	2,452,042	法律・規則等に基づき児童扶養手当を計2,448,375千円支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進が図られた。	法律・規則等に基づき児童扶養手当を計2,452,042千円支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進が図られた。	ひとり親家庭や、父または母にかわって児童を養育する家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進が図られた。	・制度改正や手当額算定に係る変更等が多々あることから、改正等の度にその周知の徹底が必要である。	継続	引き続き制度の周知を図り、ひとり親家庭や、父または母にかわって児童を養育する家庭等の生活の安定と自立の促進や児童の福祉の増進に寄与する。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
165	5	4 雇用の質の改善等に向けた取組	①未来の産業人材育成事業	沖縄の産業の未来を担う子ども達に、県内の主たる産業の業界理解を促し、早期からの興味関心を育てるための取組(職業人講話、出前講座、企業見学ツアー)を行う。	35,149	24,668	26市町村において、参加者数計画値6,500人に対し実績値延べ9,459人となった。	23市町村において、参加者数計画値6,500人に対し、実績値延べ7,006人となった。	・観光やリゾート等の産業やキャリア教育への理解については、約70%となった。	・産学官・地域連携協議会が活動している市町村の小中学校については産学官・地域連携協議会の取組を活用し、産学官・地域連携協議会が未だ設置されていない町村の小中学校を重点的に実施する必要がある。	継続	・産学官・地域連携協議会未設置町村について、校長会等への周知を強化するとともに、未実施校への周知を図る。	商工労働部	雇用政策課
166	6	4 雇用の質の改善等に向けた取組	①正社員雇用拡大助成金事業	新卒を除く35歳未満の若年者を正社員として雇用し、定着に繋がる取組を行った企業に対し助成金を支給し、正社員就職機会の創出と職場定着の推進を図る。	—	9,811	—	若年者を正社員採用し、定着に繋がる取組を行った県内事業所に助成金を支給した。	・若年者を正社員として雇用し、3ヶ月間の定着に繋がる取組を行った企業に対し助成を行い、6人の正社員雇用と定着に繋がった。	・事業の周知期間が短く、申請件数が伸び悩んだため、周知広報を強化する必要がある。	見直し	・事業の事前周知を強化する他、対象期間をより長く設定することや、雇用者要件を見直すことで、申請件数増に繋げる。	商工労働部	雇用政策課